

第十九条 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一部改正）

第三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

（地方法人税法の一部改正）

第四条 地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第三十条 通算親法人が、他の通算法人の第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2 前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の地方法人税の申告について第十九条の三第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

（国税通則法の一部改正）

第十三条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一部改正）

第三条 同上

第五百十一条第一項中、「第三十一号、」を「から」に、「及び第三十四号」を「まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第四条 同上

第三十条中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に、「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改める。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第三十条 通算親法人が、他の通算法人の第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2 前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の地方法人税の申告について第十九条の三第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

（国税通則法の一部改正）

第十三条 同上

第七十四条の二第四項中「連結親法人の各連結事業年度の連結所得」を「通算法人の各事業年度の所得」に、「若しくは連結親法人の」を「又は当該法人税に係る」に、「連結子法人又は当該連結子法人に係る同項第二号に掲げる者」を「他の通算法人」に、「連結親法人の納税地」を「当該通算法人の納税地」に改め、「及び当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、当該調査に係る連結親法人に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員」を削り、同条第五項中「同項第二号」を「同項」に、「第一項第二号」を「第一項」に、「連結親法人」を「通算法人」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二十一第十四項第二十四号中「含む」の下に「。次項において同じ」を加える。

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八節 その他の特例(第六十六条の十一第六十八条の七)

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(第九節)

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例(第六

第十一節 連結法人の準備金等(第六十八条の四十三―第六

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八条の

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第

第十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指

第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例(第六十八条の

第七十四条の二第四項中「連結親法人の各連結事業年度の連結所得」を「通算法人の各事業年度の所得」に、「若しくは連結親法人の」を「又は当該法人税に係る」に、「連結子法人又は当該連結子法人に係る同項第二号に掲げる者」を「他の通算法人」に、「連結親法人の納税地」を「当該通算法人の納税地」に改め、「及び当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、当該調査に係る連結親法人に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 同 上

第四十一条の二十一第十一項第二十四号中「含む」の下に「。次項において同じ」を加える。

第十六条 同 上

第八節 その他の特例(第六十六条の十一第六十八条の七)

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(第

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例(第六

第十一節 連結法人の準備金等(第六十八条の四十三―第六

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八条の

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第

第十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指

第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例(第六十八条の

目次中

- 第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の
- 第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（
- 第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
- 第一款 取用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十―
- 第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控
- 第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除
- 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条
- 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六
- 第二十節 株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の
- 第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六
- 第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特
- 第二十三節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例
- 第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の
- 第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（
- 第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の
- 第一款 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例
- 第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法
- 第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四

六十八条の八）

十八条の九―第六十八条の四十二）
十八条の五十九）

六十一・第六十八条の六十二）

による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）
六十八条の六十三）

定法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）
例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

六十六）

特例（第六十八条の六十七）

第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）

第六十八条の七十三）

目次中

- 第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の
- 第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（
- 第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
- 第一款 取用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十―
- 第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控
- 第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除
- 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条
- 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六
- 第二十節 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式
- 第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六
- 第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特
- 第二十三節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例
- 第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の
- 第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（
- 第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の
- 第一款 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例
- 第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法
- 第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四

六十八条の八）

十八条の九―第六十八条の四十二）
十八条の五十九）

六十一・第六十八条の六十二）

による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）
六十八条の六十三）

定法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）
例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

六十六）

特例（第六十八条の六十七）

第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）

第六十八条の七十三）

除（第六十八條の七十四―第六十八條の七十六）

（第六十八條の七十六の二）
の七十七）

十八條の七十八―第六十八條の八十五）

計算の特例（第六十八條の八十六）
十八條の八十七）

例等（第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二）

課税の特例（第六十八條の八十九）

第六十八條の八十九の二・第六十八條の八十九の三）

特例

（第六十八條の九十一―第六十八條の九十三）

人に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十三の二―第六十八條の九
―第六十八條の百十二）

除（第六十八條の七十四―第六十八條の七十六）

（第六十八條の七十六の二）
の七十七）

十八條の七十八―第六十八條の八十五）

等]の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第六十八條の八十六）
十八條の八十七）

例等（第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二）

課税の特例（第六十八條の八十九）

第六十八條の八十九の二・第六十八條の八十九の三）

特例

（第六十八條の九十一―第六十八條の九十三）

人に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十三の二―第六十八條の九
―第六十八條の百十二）

を「第八節 その他の特例（第六十六條の十一―第六十八條

を「第八節 その他の特例（第六十六條の十一―第六十八條

十三の五)

の六)」に改める。

第二条第二項第十号の四中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同項第十号の五中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同項第十号の六中「連結法人」を「通算法人」に改め、同項第十号の七中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、同項第十九号を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の三を同項第十八号とし、同項第二十号の二から第二十二号までを削り、同項第二十二号の二を同項第二十一号とし、同項第二十二号の三を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号を同項第二十三号とし、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同項第二十五号の二を同項第二十五号とし、同項第二十六号中「をいう」を「(同法第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号又は掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間(第十号の五に規定する通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間)に係る決算において費用又は損失として経理すること)をいう」に改め、同項第三十一号を同項第三十二号とし、同項第三十号を同項第三十一号とし、同項第二十九号を同項第三十号とし、同項第二十八号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十六号の二を同項第二十七号とする。

第十条第八項第七号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

十三の五)

の六)」に改める。

第二条第二項第十号の四中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同項第十号の五中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同項第十号の六中「連結法人」を「通算法人」に改め、同項第十号の七中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、同項第十九号を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の三を同項第十八号とし、同項第二十号の二から第二十二号までを削り、同項第二十二号の二を同項第二十一号とし、同項第二十二号の三を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号の二を同項第二十六号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十八号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改める。

第十条第七項第七号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項中「及び第八十一条の十四第一項」を削る。

第四十二条の三の二第二項中「第六十六条第六項各号」を「第六十六条第五項各号」に、「又は次条第八項第八号」を「同法第六十六条第六項に規定する大通算法人又は次条第十九項第八号」に、「に該当するもの」を「（以下この項において「適用除外事業者」という。）に該当するもの（通算法人である普通法人の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合における当該普通法人を含む。）」に改め、同項の表の第一号の第二欄中「及び」の下に「第六項並びに」を加え、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法人」の下に「（前項第二号に規定する協同組合等及び同項第四号に規定する法人を除く。）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）に対する前二項及び法人税法第六十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人の第一項に規定する各事業年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

二 通算親法人である協同組合等に対する第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、同号の第四欄中「年八百万円」とあるのは「軽減対象所得金額（当該協同組合等を同条第七項の中小通算法人とみなした場合に同項から同条第十二項までの規定により計算される同条第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう。）」と、同項中「八百万円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする）」とあるのは「軽減対象所得金額（当該協同組合等を第七項の中小通算法人とみなした場合に同項から第十二項までの規定により計算される第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう）」とする。

第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項中「及び第八十一条の十四第一項」を削る。

三 前号に規定する協同組合等の前二項に規定する各事業年度終了の日において当該協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に対する法人税法第六十六条（第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第七項第二号及び第八項の他の中小通算法人には、当該協同組合等を含むものとする。

四 通算親法人である第一項の表の第四号に掲げる法人に対する同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号の第四欄中「年八百万円」とあるのは、「軽減対象所得金額（同項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第六十六条第七項から第十二項までの規定により計算される同条第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう。）」とする。

第四十二条の四第三項第一号イ中「当該事業年度」を「第一項の規定の適用を受ける事業年度（以下この号において「適用年度」という。）」「に、「設立の日」を「内国法人の設立の日」に、「から同日」を「（イにおいて「設立日」という。）から当該設立日」に改め、「こと」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が同号に規定する他の通算法人の設立の日として政令で定める日（イにおいて「他の設立日」という。）から当該他の設立日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合を除く。）」を加え、同号ロ中「当該事業年度」を「適用年度」に、「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、同号ハ中「当該事業年度」を「適用年度」に、「限る」を「限るものとし、当該法人が通算法人である場合には当該法人の法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額を除く。ハにおいて「純損失等の金額」という」に改め、「こと」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度（当該法人に係る通算親法人の第一項に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日に終了する事業年度終了の時に終了するもの金額がある場合を含む。）」を加え、同条第四項中「適用除外事業者」の下に「（第十九項第八号の二に規定する政令で定めるものを除く。）又は通算適用除外事業者」を加え、「で、」を「（当該農業協同組合等が通算親法人である場合には、他の通算法人の全てが中小企業者に該当す

第四十二条の四第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、同項第一号中「から同日」を「（以下この号において「設立日」という。）から当該設立日」に改め、「こと」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が当該他の通算法人の設立日から当該設立日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合を除く。）」を加え、同項第二号中「限る」を「限るものとし、当該法人が通算法人である場合には当該法人の法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額を除く。以下この号において「純損失等の金額」という」に改め、「こと」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度（当該法人に係る通算親法人の前項に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日に終了する事業年度終了の時に終了するもの金額がある場合を含む。）」を加え、同条第四項中「ものを」を「もの（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。）」を「に、「で、」を「（当該農業協同組合等が通算親法人である場合には、他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものに限る。）で、」に改め、同条第十一項を削り、同条第

るものとして政令で定めるものに限る。)で、「に改め、同条第十一項を削り、同条第十三項中「又は第七項」を、「第七項又は第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第二号中「期間」の下に「(通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間)」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十二項中「又は第七項」を、「第七項又は第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に、「及び第七項」を、「第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十項を同条第二十一項とし、同条第九項を同条第二十項とし、同条第八項第一号中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同号イ(1)中「(法人税法第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合には第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。)」を削り、同項第二号イ中「並びに第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」を、「第四十二条の十二の七第四項から第六項まで並びに第四十二条の十四第一項」に改め、同項第三号中「及び第十一項」を削り、同項第五号中「開始の日前三年以内に開始した各事業年度」を、「(第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度)開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、「当該適用年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度(以下この号において「三年以内連結事業年度」という。))にあつては当該三年以内連結事業年度の第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額とし、」及び「(三年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該三年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。)」を削り、「にはこれらの」を「には、当該」に改め、「とする。」を削り、「を当該三年以内」を「を当該期間内」に改め、「(三年以内連結事業年度の数を含む。)」を削り、「をいう」を「(同号の通算法人の適用対象事業年度開始の日が当該通算法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零)をいう」に改め、同項第六号の二中「第十一項」を「第二十六項」に改め、「(その事業

第十三項中「又は第七項」を、「第七項又は第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第二号中「期間」の下に「(通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間)」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十二項中「又は第七項」を、「第七項又は第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に、「及び第七項」を、「第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十項を同条第二十一項とし、同条第九項を同条第二十項とし、同条第八項第二号イ中「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を、「第四十二条の十二の五の二第二項並びに第四十二条の十四第一項」に改め、同項第三号中「及び第十一項」を削り、同項第五号中「開始の日前三年以内に開始した各事業年度」を、「(第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度)開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、「当該適用年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度(以下この号において「三年以内連結事業年度」という。))にあつては当該三年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、」及び「(三年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該三年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。)」を削り、「場合には」を「場合には、」に改め、「とする。」を削り、「を当該三年以内」を「を当該期間内」に改め、「(三年以内連結事業年度の数を含む。)」を削り、「をいう」を「(同項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度開始の日が当該通算法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零)をいう」に改め、同項第八号中「その他」を、「基準年度において通算法人に該当することその他」に改め、同項第十一号中「(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項を加える。

年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度」を削り、同項第六号の三中「当該基準事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該基準事業年度の第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額とし、」を削り、「にはこれらの」を「には、当該」に改め、「とする。」を削り、同項第八号中「その他」を「、基準年度において通算法人に該当することその他」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 通算適用除外事業者 通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者（当該通算法人である法人に係る通算親法人の同日を含む事業年度開始の日以後に当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた適用除外事業者として政令で定めるものを除く。）に該当する場合における当該通算法人である法人をいう。

第四十二条の四第八項第十一号中「開始の前前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を「（第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号の次に次の三号を加える。

十一 合算増減試験研究費割合 第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。）を減算した金額の当該比較試験研究費合計額に対する割合をいう。

十二 合算試験研究費割合 第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額の当該通算法人及び他の通算法人の平均売上金額の合計額に対する割合をいう。

十三 基準年度比合算売上金額減少割合 第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の売上金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の第六号の二に規定する基準売上金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部

分の金額の当該合計額に対する割合（当該合計額が零である場合には、零）をいう。

第四十二条の四第八項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項を加える。

8 通算法人に係る第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人（当該通算子法人に係る通算親法人の第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）については、第一項中「事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「事業年度」と、第四項中「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」とする。

二 通算法人の適用対象事業年度（当該通算法人の第一項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）をいう。以下この条において同じ。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下第十項までにおいて「他の通算法人」という。）の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この条において「他の事業年度」という。）の試験研究費の額がある場合には、当該通算法人の適用対象事業年度の第一項又は第四項の試験研究費の額は、あるものとする。

三 前号の通算法人の適用対象事業年度の第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額は、税額控除可能額（イに掲げる金額とロに掲げる金額とのうちいずれか少ない金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がハに掲げる金額のうち占める割合（第十三項及び第十四項において「控除分配割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び次項において「税額控除可能分配額」という。）とする。

イ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験

8 通算法人に係る第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人（当該通算子法人に係る通算親法人の第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）については、第一項中「事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「事業年度」と、第四項中「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」とする。

二 通算法人の適用対象事業年度（当該通算法人の第一項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）をいう。以下第十項までにおいて同じ。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下第十項までにおいて「他の通算法人」という。）の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該通算法人の適用対象事業年度の第一項又は第四項の試験研究費の額は、あるものとする。

三 前号の通算法人の適用対象事業年度の第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額は、税額控除可能額（イに掲げる金額とロに掲げる金額とのうちいずれか少ない金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がハに掲げる金額のうち占める割合（第十三項及び第十四項において「控除分配割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び次項において「税額控除可能分配額」という。）とする。

イ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の当該適用対象事業年

研究費の額の合計額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には、当該合計額の百分の十二に相当する金額）

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 百分の十・一四五から、百分の九・四から合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

(2) 当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合 百分の八・五

ロ ハに掲げる金額の百分の二十五に相当する金額

ハ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額

四 前号の場合において、他の通算法人の各事業年度の試験研究費の額又は当該他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額が当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額（それぞれ当該他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各事業年度の試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整

度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には、当該合計額の百分の十二に相当する金額）

(1) 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。(1)及び(3)において同じ。）を減算した金額の当該比較試験研究費合計額に対する割合（(1)及び(2)において「合算増減試験研究費割合」という。）が百分の八を超える場合 百分の九・九に、当該合算増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合

(2) 合算増減試験研究費割合が百分の八以下である場合 百分の九・九から、百分の八から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の六未満であるときは、百分の六）

(3) 比較試験研究費合計額が零である場合 百分の八・五

ロ ハに掲げる金額の百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）に相当する金額

ハ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額

四 前号の場合において、他の通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は当該他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額が当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額（それぞれ当該他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各事業年度に係る試験研究費

前法人税額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。)
()と異なるときは、当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額を当該各事業年度の試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなす。

五 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額(通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能額として記載された金額をいう。次号及び第七号において同じ。)以上であるとき(税額控除可能分配額が当初申告税額控除可能分配額(当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額として記載された金額をいう。以下この号及び次号において同じ。))と異なる場合に限る。)は、当初申告税額控除可能分配額を当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

六 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たないときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 当初申告税額控除可能分配額が零を超える場合 当初申告税額控除可能分配額から、当初申告税額控除可能額から当該税額控除可能額を減算した金額(ロにおいて「税額控除超過額」という。))を控除した金額を通算法人の適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

ロ 税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合 通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項(同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。))の規定、次号(第十八項において準用する場合を含む。))、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該税額控除超過額から当初申告税額控除可能分配額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

七 第三号の通算法人の適用対象事業年度において生じた欠損金額の

の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。)
()と異なるときは、当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額を当該各事業年度の試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなす。

五 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額(通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能額として記載された金額をいう。次号及び第七号において同じ。)以上であるとき(税額控除可能分配額が当初申告税額控除可能分配額(当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額として記載された金額をいう。以下この号及び次号において同じ。))と異なる場合に限る。)は、当初申告税額控除可能分配額を当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

六 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たないときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 当初申告税額控除可能分配額が零を超える場合 当初申告税額控除可能分配額から、当初申告税額控除可能額から当該税額控除可能額を減算した金額(ロにおいて「税額控除超過額」という。))を控除した金額を通算法人の適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

ロ 税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合 通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項(同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。))の規定、次号(第十八項において準用する場合を含む。))、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該税額控除超過額から当初申告税額控除可能分配額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

七 第三号の通算法人の適用対象事業年度において生じた欠損金額の

うち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額以外の金額（以下この号及び第十一項において「非特定欠損金額」という。）が当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額を超える場合（当該適用対象事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。第十一項において「期限後確定申告書」という。）に添付された書類に同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額（同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この号及び第十一項において「通算前欠損金額」という。）として記載された金額がある場合を含む。）において、当該適用対象事業年度における第三号イに掲げる金額と当該適用対象事業年度における同号ロに掲げる金額から当該超える場合におけるその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。）を当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額（当該通算法人の適用対象事業年度において前号の規定の適用がある場合には、同号イに規定する税額控除超過額を加算した金額。以下この号において「調整後税額控除可能額」という。）が当初申告税額控除可能額に満たないときは、当該通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、前号ロ（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

うち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額以外の金額（以下この号及び第十一項において「非特定欠損金額」という。）が当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額を超える場合（当該適用対象事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。第十一項において「期限後確定申告書」という。）に添付された書類に同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額（同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。第十一項において「通算前欠損金額」という。）として記載された金額がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）を含む。）において、当該適用対象事業年度における第三号イに掲げる金額と当該適用対象事業年度における同号ロに掲げる金額から当該超える場合におけるその超える部分の金額（期限後欠損金額の場合には、当該期限後欠損金額の場合におけるその記載された金額を含む。）を当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額の百分の二十五（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）に相当する金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額（当該通算法人の適用対象事業年度において前号の規定の適用がある場合には、同号イに規定する税額控除超過額を加算した金額。以下この号において「調整後税額控除可能額」という。）が当初申告税額控除可能額に満たないときは、当該通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、前号ロ（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

八

第三号の通算法人の次に掲げる場合における同号の規定の適用については、同号イに掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号イに規定する合計額にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。

イ 第二項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）において第一項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）

(1) (2)に掲げる事業年度以外の事業年度 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(i) 合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合 (iii) に掲げる場合を除く。 百分の十・一四五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割合

(ii) 合算増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合 (iii) に掲げる場合を除く。 百分の十・一四五から、百分の九・四から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

(iii) 当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合 百分の八・五

(2) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 次に掲げる割合を合計した割合

(i) (1)(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(i)から(iii)までに定める割合

(ii) (i)に掲げる割合に控除増率（当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

ロ

第五項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人であ

る場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度（のうち次に掲げる事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合）百分の十二に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）

(1) 合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。） 当該合算増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

(2) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零を超える事業年度で合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度を除く。） 百分の十二に控除割増率（当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

(3) 合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。） 次に掲げる割合を合計した割合

(i) (1)に定める割合

(ii) (i)に掲げる割合に(2)に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

(iii) (2)に定める割合

九

第三号の通算法人の次に掲げる場合における同号及び第七号の規定の適用については、第三号ロに掲げる金額及び第七号に規定する百分の二十五に相当する金額は、これらの規定にかかわらず、第三号ロに掲げる金額及び第七号に規定する百分の二十五に相当する金額に、それぞれ次に定める金額を加算した金額とする。

イ

次に掲げる事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合
第三号ハに掲げる金額又は第七号に規定する計算される法人税
の額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合
(1)及び(2)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあ
つては(1)及び(2)に定める割合を合計した割合とし、(2)及び(3)に掲
げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)
に定める割合を合計した割合とする。)を乗じて計算した金額

(1) 第三項第一号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度(当
該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係
る通算親法人の同号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年
度終了の日に終了する事業年度) 百分の十五

(2) 第三項第二号に規定する各事業年度(当該通算法人が通算子
法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に
規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち合算
試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該事業年度の
特例割合(合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に
二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端
数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合
が百分の十を超えるときは百分の十とする。))をいう。ロ(2)に
おいて同じ。)

(3) 第三項第三号に規定する各事業年度(当該通算法人が通算子
法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に
規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち基準
年度比合算売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、当
該通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年
度の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人
の基準年度試験研究費の額の合計額を超える事業年度(1)に掲
げる事業年度を除く。) 百分の五

ロ

第六項に規定する各事業年度(当該通算法人が通算子法人であ
る場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各
事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち次に掲げる事業年
度において第四項の規定の適用を受ける場合 第三号ハに掲げる
金額又は第七号に規定する計算される法人税の額に次に掲げる事

業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（1）及び（3）に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては（1）及び（3）に定める割合を合計した割合とし、（2）及び（3）に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては（2）及び（3）に定める割合を合計した割合とする。）を乗じて計算した金額

(1) 合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。） 百分の十

(2) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（1）に掲げる事業年度を除く。） 当該超える事業年度の特例割合

(3) 基準年度比合算売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える事業年度 百分の五

十 前二号の規定の適用がある場合における第四号の規定の適用については、同号中「の各事業年度の試験研究費の額」とあるのは「の各事業年度の試験研究費の額、当該他の通算法人の平均売上金額若しくは基準売上金額（第十九項第六号の二に規定する基準売上金額をいう。以下この号において同じ。）」と、「当初申告試験研究費の額」とあるのは「当初申告試験研究費の額、当初申告平均売上金額若しくは当初申告基準売上金額」と、「当該各事業年度の試験研究費の額」とあるのは「当該各事業年度の試験研究費の額、当該他の通算法人の平均売上金額若しくは基準売上金額」とする。

十一 第三号の場合には、第一項後段及び第四項後段の規定は、適用しない。

9 他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額又は他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額がある場合における前項の通算法人の適用対象事業年度に係る第一項又は第四項の規定は、第二十一項の規定にかかわらず、これらの他の通算法人の全てにつき、それぞれ他の事業年度の確定申告書等に税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度の確定申

9 他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額がある場合における前項の通算法人の適用対象事業年度に係る第一項又は第四項の規定は、第二十一項の規定にかかわらず、これらの他の通算法人の全てにつき、それぞれ他の事業年度の確定申告書等に税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、

告書等に同項に規定する書類並びに税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は第四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる試験研究費の額は、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額を限度とする。

10 第八項の通算法人（当該通算法人であつた法人を含む。）は、当該通算法人の適用対象事業年度後において、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類及び当該確定申告書等に当該適用対象事業年度若しくは当該適用対象事業年度前の各事業年度の試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額として記載された金額と当該適用対象事業年度若しくは当該各事業年度の試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額とが異なることとなつた場合（同項第八号又は第九号の規定の適用がある場合には、当該確定申告書等に添付された書類に当該通算法人の平均売上金額又は第十九項第六号の二に規定する基準売上金額として記載された金額と当該通算法人の平均売上金額又は同号に規定する基準売上金額とが異なることとなつた場合を含む。）には、他の通算法人に対し、その異なることとなつたこれらの金額を通知しなければならない。

11 通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において「通算法人等」という。）が第一項又は第四項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する事業年度（第八項第一号の規定の適用がある通算法人にあつては、同号の規定により読み替えて適用される第一項又は第四項に規定する事業年度。以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）において、当該通算法人等又は当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の過去適用等事業年度（当該通算法人等の対象事業年度終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人の各事業年度で当該各事業年度又は当該各事業年度終了の日において当該通算法人等若しくは他の通算

当該通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に同項に規定する書類並びに税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は第四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる試験研究費の額は、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額を限度とする。

10 第八項の通算法人（当該通算法人であつた法人を含む。）は、当該通算法人の適用対象事業年度後において、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類及び当該確定申告書等に当該適用対象事業年度若しくは当該通算法人に係る通算親法人の当該適用対象事業年度終了の日を終了する事業年度開始の日の三年前の日から当該適用対象事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額として記載された金額と当該適用対象事業年度若しくは当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額とが異なることとなつた場合には、他の通算法人に対し、その異なることとなつたこれらの金額を通知しなければならない。

11 通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において「通算法人等」という。）が第一項又は第四項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する事業年度（第八項第一号の規定の適用がある通算法人にあつては、同号の規定により読み替えて適用される第一項又は第四項に規定する事業年度。以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該通算法人等の対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で当該通算法人等が第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（当該通算法人等に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限り。）をいう。以下この項において同じ。）における欠損金増加合計額（当該通算法人等又は他の適用通算法人（当該過去適用事

法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の同日に終了する事業年度が第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（通算子法人にあつては、その事業年度終了の日において当該通算法人等又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）である場合の当該各事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）における欠損金増加合計額（当該過去適用等事業年度において生じた非特定欠損金額が当該過去適用等事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用等事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額（以下この項において「当初非特定欠損金額」という。）を超える場合（国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた場合を除くものとし、当該過去適用等事業年度の期限後確定申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合を含む。）における非特定欠損金額が当初非特定欠損金額を超えることとなつた当該通算法人等及び他の通算法人のそれぞれその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。以下この項及び次項において「各欠損金増加額」という。）の合計額（既に当該通算法人等の当該対象事業年度終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人の各事業年度において当該過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各欠損金増加額のうち次の各号に定めるところにより加算された金額の計算の基礎となつた金額を除く。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該通算法人等の当該対象事業年度における次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 第八項第三号の通算法人 当該対象事業年度の同号に規定する税額控除可能額の計算については、同号ロに掲げる金額に、欠損金増加合計額を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用した場合にこれらの規定により計算される法人税の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を加算する。

業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人をいう。以下この項において同じ。）の当該過去適用事業年度又は当該過去適用事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「過去事業年度等」という。）において生じた非特定欠損金額が当該過去事業年度等の確定申告書等に添付された書類に当該過去事業年度等において生じた非特定欠損金額として記載された金額（以下この項において「当初非特定欠損金額」という。）を超える場合（国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた場合を除くものとし、当該過去事業年度等の期限後確定申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合を含む。）における非特定欠損金額が当初非特定欠損金額を超えることとなつた当該通算法人等及び他の適用通算法人のそれぞれその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。以下この項及び次項において「各欠損金増加額」という。）の合計額（既に当該通算法人等の当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度に係る各欠損金増加額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各欠損金増加額のうち次の各号に定めるところにより加算された金額の計算の基礎となつた金額を除く。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該通算法人等の当該対象事業年度における次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 第八項第三号の通算法人 当該対象事業年度の同号に規定する税額控除可能額の計算については、同号ロに掲げる金額に、欠損金増加合計額（当該通算法人等及び当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に係る各欠損金増加額に限る。）を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用した場合にこれらの規定により計算される法人税の額として政令で定める金

イ 第八項第九号イに掲げる場合 当該政令で定める金額に同号イ(1)から(3)までに掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号イ(1)から(3)までに定める割合(同号イ(1)及び(2)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(1)及び(2)に定める割合を合計した割合とし、同号イ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。)を乗じて計算した金額

ロ 第八項第九号ロに掲げる場合 当該政令で定める金額に同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)から(3)までに定める割合(同号ロ(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、同号ロ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。)を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる法人以外の法人 当該対象事業年度の第一項の控除上限額又は第四項の中小企業者等控除上限額の計算については、当該対象事業年度の所得に対する調整前法人税額に、欠損金増加額のうち当該通算法人等に係る各欠損金増加額を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額を加算する。

12 前項の規定を適用する場合において、同項に規定する通算法人等の対象事業年度における過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額が既に確定各欠損金増加額(当該対象事業年度終了の日以前に提出された当該過去適用等事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額として記載された金額をいう。以下この項に

額の百分の二十五(第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十)に相当する金額を加算する。

二 前号に掲げる法人以外の法人 当該対象事業年度の第一項又は第四項に規定する百分の二十五に相当する金額の計算については、当該対象事業年度の所得に対する調整前法人税額に、欠損金増加額のうち当該通算法人等に係る各欠損金増加額を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額を加算する。

12 前項の規定を適用する場合において、同項に規定する通算法人等の対象事業年度における過去事業年度等に係る各欠損金増加額が既に確定各欠損金増加額(当該対象事業年度終了の日以前に提出された当該過去事業年度等の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去事業年度等に係る各欠損金増加額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。

において同じ。)と異なるときは、既確定各欠損金増加額を当該過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額とみなす。

13 青色申告書を提出する内国法人の各事業年度(以下この項において「各対象事業年度」という。)終了の時に、当該内国法人又は

他の内国法人(当該内国法人の第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度(当該内国法人に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「過去適用事業年度」という。))終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人に限る。以下この項において「他の適用内国法人」という。)の過去適用事業年度又は同日に終了する事業年度(以下この項において「過去適用事業年度等」という。))における第一項又は第四項の規定の適用について第八項第六号又は第七号の規定の適用があつた場合において、調整税額控除可能額(当該過去適用事業年度における同項第三号に掲げる金額と当該過去適用事業年度における同号に掲げる金額から当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度に係る同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額をいう。次項及び第十五項において同じ。)と既取戻税額控除超過額(当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る第八項第六号の規定の適用がある場合における同号に規定する税額控除超過額及び同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額の合計額をいう。以下第十五項までにおいて同じ。)との合計額(既に当該内国法人の当該各対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度等に係る既取戻税額控除超過額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各事業年度においてこの項の規定により控除することとされた金額の計算の基礎となつたこの項に規定する控除した金額の合計額を除く。以下この項において「調整対象金額」という。)が当初申告税額控除可能額(当該内国法人の過去適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用事業年度における第八項第三号に規定する税額控除可能額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該内国法人の当該各対象事業年度の所得に対する調整前法人税額

(と異なるときは、既確定各欠損金増加額を当該過去事業年度等に係る各欠損金増加額とみなす。

13 青色申告書を提出する内国法人の各事業年度(以下この項において「各対象事業年度」という。)終了の時に、当該内国法人又は

他の内国法人(当該内国法人の第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度(当該内国法人に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「過去適用事業年度」という。))終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人に限る。以下この項において「他の適用内国法人」という。)の過去適用事業年度又は同日に終了する事業年度(以下この項において「過去適用事業年度等」という。))における第一項又は第四項の規定の適用について第八項第六号又は第七号の規定の適用があつた場合において、調整税額控除可能額(当該過去適用事業年度における同項第三号に掲げる金額と当該過去適用事業年度における同号に掲げる金額から当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額をいう。次項及び第十五項において同じ。)と既取戻税額控除超過額(当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る第八項第六号の規定の適用がある場合における同号に規定する税額控除超過額及び同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額の合計額をいう。以下第十五項までにおいて同じ。)との合計額(既に当該内国法人の当該各対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度等に係る既取戻税額控除超過額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各事業年度においてこの項の規定により控除することとされた金額の計算の基礎となつたこの項に規定する控除した金額の合計額を除く。以下この項において「調整対象金額」という。)が当初申告税額控除可能額(当該内国法人の過去適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用事業年度における第八項第三号に規定する税額控除可能額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該内国法人の当該各対象事業年度の所得に対する調整前法人税額

(第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。)から、当該調整対象金額から当初申告税額控除可能額を控除した金額(当該金額が既取戻税額控除超過額を超える場合には、当該既取戻税額控除超過額)に当該内国法人の当該過去適用事業年度に係る控除分配割合を乗じて計算した金額に相当する金額を控除する。

- 14 前項の規定を適用する場合において、同項の内国法人の同項の各対象事業年度に係る調整対象基礎額(調整税額控除可能額と既取戻税額控除超過額との合計額をいう。以下この項において同じ。)又は控除分配割合が当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合(それぞれ当該各対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額として記載された金額又は当該確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る控除分配割合として記載された割合をいう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合を前項の当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額又は控除分配割合とみなす。
- 15 第十三項の規定は、同項の各対象事業年度の確定申告書等に同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる調整税額控除可能額及び既取戻税額控除超過額並びに控除を受ける金額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

- 16 第八項の通算法人の適用対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第八項第四号から第七号までの規定は、当該適用対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該適用対象事業年度を第十一項に規定する過去適用等事業年度とする同項に規定する通算法人等の同項に規定する対象事業年度又は当該適用対象事業年度を第十三項に規定する過去適用事業年度とする同項の内国法人の同項の各対象事業年度については、これらの規定は、適用がないものとする。

- 17 第十一項の通算法人の同項に規定する対象事業年度又は第十三項の内国法人の同項の各対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十二項又は第十四項の規定は、当該対象事業年度又は当該各対象事業年度については、適用しない。

(第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。)から、当該調整対象金額から当初申告税額控除可能額を控除した金額(当該金額が既取戻税額控除超過額を超える場合には、当該既取戻税額控除超過額)に当該内国法人の当該過去適用事業年度に係る控除分配割合を乗じて計算した金額に相当する金額を控除する。

- 14 前項の規定を適用する場合において、同項の内国法人の同項の各対象事業年度に係る調整対象基礎額(調整税額控除可能額と既取戻税額控除超過額との合計額をいう。以下この項において同じ。)又は控除分配割合が当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合(それぞれ当該各対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額として記載された金額又は当該確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る控除分配割合として記載された割合をいう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合を前項の当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額又は控除分配割合とみなす。
- 15 第十三項の規定は、同項の各対象事業年度の確定申告書等に同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる調整税額控除可能額及び既取戻税額控除超過額並びに控除を受ける金額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

- 16 第八項の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第八項第四号から第七号までの規定は、当該適用対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該適用対象事業年度を第十一項に規定する過去適用事業年度とする同項に規定する通算法人等の同項に規定する対象事業年度又は当該適用対象事業年度を第十三項に規定する過去適用事業年度とする同項の内国法人の同項の各対象事業年度については、これらの規定は、適用がないものとする。

- 17 第十一項の通算法人の同項に規定する対象事業年度又は第十三項の内国法人の同項の各対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十二項又は第十四項の規定は、当該対象事業年度又は当該各対象事業年度については、適用しない。

第八項（第八号から第十号までを除く。）及び第九項から前項までの規定は、通算法人に係る第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項 第一号	第一項中	「事業年度」と、第四項中「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」	、 「事業年度
	前項中		
第八項 第二号	第一項に	限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る	限る
	前項に		
第八項 第三号	試験研究費の額は	試験研究費の額が	特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が
	第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	前項の特別研究税額控除限度額	

第八項から前項までの規定は、通算法人に係る第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項 第一号	第一項中	「事業年度」と、第四項中「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」	、 「事業年度
	前項中		
第八項 第二号	第一項に	限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る	限る
	前項に		
第八項 第三号	試験研究費の額は	試験研究費の額が	特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が
	第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	前項の特別研究税額控除限度額	

第八項 第三号 ロ	百分の二十五	百分の十
第八項 第四号	試験研究費の額	特別試験研究費の額
イ	<p>試験研究費の額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には</p> <p>百分の十二に相当する金額）</p>	<p>のうち前項第一号に規定する政令で定める金額の百分の三十に相当する金額</p> <p>のうち同項第二号に規定する政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額並びに当該合計額のうち同項第一号及び第二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額の合計額</p>

第八項 第三号 ロ	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第八項 第四号	試験研究費の額	特別試験研究費の額
イ	<p>試験研究費の額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には</p> <p>百分の十二に相当する金額）</p>	<p>のうち同項第二号に規定する政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額及び当該合計額のうち同項第一号及び第二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額の合計額</p>
係る試験研究費の額	算入される試験研究費の額	算入される特別試験研究費の額

第八項 第七号	百分の二十五	百分の十	第九項 及び第十項	試験研究費の額	特別試験研究費の額
第十一項 第一号	百分の二十五に相当する金額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）	百分の十に相当する金額	第十一項 第二号	第一項の控除上限額又は第四項の中小企業者等控除上限額	第七項に規定する百分の十に相当する金額
第十三項	（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から	から			

第四十二条の四に次の三項を加える。

24 第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第六十七條及び第六十九條の規定の適用については、同法第六十七條第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八

第八項 第七号	百分の二十五（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十	第九項 及び第十項	試験研究費の額	特別試験研究費の額
第十一項 第一号	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十	第十一項 第二号	百分の二十五	百分の十
第十三項	（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から	から			

第四十二条の四に次の三項を加える。

24 第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第六十七條及び第六十九條の規定の適用については、同法第六十七條第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八

項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」と、同法第六十九条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）とする。

25 第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定並びに第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した法人税の額とする。

26 第十九項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における比較試験研究費の額並びに基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額の計算、第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第十八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項にお

項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」と、同法第六十九条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）とする。

25 第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した法人税の額とする。

26 第十九項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における比較試験研究費の額の計算、第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第十八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

いて「一年以内連結事業年度」という。）とし、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十一第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）及び」（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十一第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十一第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）」を削り、「第三項」を「同項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の九第八項から第十項までを削る。

第四十二条の十一の二第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の九第八項から第十項までを削る。

に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五の五第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五の五第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五の五第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）」を削り、「、第三項」を「、同

第四十二条の十二の三第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の三第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の十二の四第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の五第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同項第二号中「その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第三項第四号中「その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同項第六号中「（ロ）を」（以下この号）に、「次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」を「前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号イ及びロを削り、同項第八号中「当該法人の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「一年以内連結事業年度」という。）にあつては当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、」及び「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該一年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）」を削り、「にはこれらの」を「には、当該」に改め、「とする。」及び「（一年以内連結事業年度の数を含む。）」を削り、同項第十一号中「（ロ）を」（以下この号）に、「次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」を「前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号イ及びロを削り、同条第七項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十二の七第一項中「第四十二条の四第八項第一号イ(1)」

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の五第三項第九号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「第八節まで」を「この章」に改める。

を「第四十二条の四第十九項第一号イ(1)」に改め、同条第四項中「第十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第十項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十二条の十三第一項中「する規定」の下に「(第四号に掲げる規定を除く。)」を加え、「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、「相当する金額」の下に「(第四号に掲げる規定の適用を受けようとする場合には、当該調整前法人税額から同号に定める金額を控除した金額の百分の九十に相当する金額)」を加え、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十二条の四第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定 同条第十三項に規定する計算した金額に相当する金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第五項」を「次項」に改め、「(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項(「において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」、「又は超過連結事業年度後の各事業年度」、「(超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書)」及び「(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合)」を削り、「第三項の」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「この項及び第八項において「対象年度」を「この条において「対象年度」に、「第八号、第十五号又は第十六号」を「第九

第四十二条の十三第一項中「する規定」の下に「(第四号に掲げる規定を除く。)」を加え、「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、「相当する金額」の下に「(第四号に掲げる規定の適用を受けようとする場合には、当該調整前法人税額から同号に定める金額を控除した金額の百分の九十に相当する金額)」を加え、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十二条の四第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定 同条第十三項に規定する計算した金額に相当する金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第五項」を「次項」に改め、「(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項(「において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」、「又は超過連結事業年度後の各事業年度」、「(超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書)」及び「(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合)」を削り、「第三項の」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

号、第十六号又は第十七号」に改め、同項第一号イ中「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同号ロ中「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第四十二条の四第八項第三号の通算法人が同項第二号（同条第十八項において準用する場合を含む。）に規定する適用対象事業年度において第一項第一号又は第三号に掲げる規定の適用を受けようとする場合における第五項（これらの号に掲げる規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当する通算法人又は通算親法人である同項第九号に規定する農業協同組合等で、同条第四項に規定する適用除外事業者又は農業協同組合等に該当しないものは、第五項の適用除外事業者又は農業協同組合等に該当しないものとする。

二 通算子法人の対象年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の対象年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

三 第五項第一号に掲げる要件は、当該通算法人及び当該通算法人の対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額を超えることとする。

四 第五項第二号に掲げる要件は、当該通算法人及び他の通算法人の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超えることとする。

五 第五項に規定する政令で定める場合は、当該通算法人の対象年度（合併等事業年度（当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。）に該当しない事業年度に限る。以下この号において「特定対象年度」という。）及び当該特定対象年度終了の日に終了する他の通算法人の対象年度（以下この号におい

て「他の対象年度」という。）の所得の金額の合計額が当該特定対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合として政令で定める場合とする。

イ 分割又は現物出資（事業を移転するものに限る。イ及びロにおいて「分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人である場合（当該分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。） 当該分割等の日

ロ 合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人若しくは被現物出資法人である場合（当該分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。） 当該合併又は分割等の日

ハ 事業の譲渡をした法人である場合（当該事業の譲受けをした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。） 当該譲渡の日

ニ 事業の譲受けをした法人である場合（当該事業の移転をした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。） 当該譲受けの日

ホ 特別の法律に基づく承継に係る被承継法人である場合（当該承継に係る承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。） 当該承継の日

ヘ 特別の法律に基づく承継に係る承継法人である場合（当該承継に係る被承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。） 当該承継の日

ト 他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合（当該他の法人の設立の日に当該通算完全支配関係を有することとなつた場合を除く。） その有することとなつた日

チ 他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた場合 その有しないこととなつた日

第四十二条の第十三第八項中「第六項」を「第五項」に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第九項（同条第十八項において準用す

る場合を含む。)及び第二十一項」に、「及び前条第九項」を「並びに前条第九項」に改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第六項第一号イ」を「第五項第一号イ」に、「場合における同号」を「場合(第七項第三号に規定する合計額が零である場合を含む。)」における第五項第一号」に、「第四項」を「第三項」に、「第六項又は第七項」を「又は第五項から第七項まで」に改める。

第四十二条の十三の次に次の一条を加える。

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第四十二条の十四 内国法人の次の表の各号の上欄に掲げる規定(以下

この項において「税額控除規定」という。)の適用を受けた一の事業年度(当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時において、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。))において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。)において生じた通算前欠損金額(法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりなものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(以下この項において「通算不足欠損金額」という。))のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。))又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。))に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(以下この項において「期限後欠損金額」という。))がある場合(以下この項において「期限後欠損金額」という。))において、当該税額控除規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額(以下この項において「控除額」という。))のうち通算不足欠損相当税額(他の通算法人(過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る

第四十二条の十三の次に次の一条を加える。

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第四十二条の十四 内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一

の事業年度(当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時において、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。))において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。))において生じた通算前欠損金額(法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりなものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(第一号イ)において「通算不足欠損金額」という。))のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。))又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。))に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。))がある場合(第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。))において、当該各号に定める金額の合計額(以下この項において「要加算調整額」という。))があるときは、当該調整事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項(同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。))の規定、第四十二条の

。) に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合 (当該他の通算法人につき同法第六十四条の第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。) を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額をいう。) に当該各号の中欄に掲げる割合を乗じて計算した金額から税額控除余裕額 (当該控除額が当該適用事業年度の当該各号の下欄に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。) を控除した金額 (当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額 (第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。) 以下この項において同じ。) から当該通算不足欠損相当税額を控除した金額を当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなして前条第一項及び同項各号に掲げる規定を適用した場合に同項の規定により当該調整前法人税額から控除しないこととなる同項に規定する調整前法人税額超過額があるときは、当該控除額のうち当該調整前法人税額超過額を構成することとなる部分に相当する金額を加算した金額 (到達するまでの金額 (当該控除額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該達するまでの金額から当該加算された金額の合計額を控除した金額) の合計額 (以下この項において「要加算調整額」という。) があるときは、当該調整事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項 (同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。) の規定、第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号 (これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。) 、第四項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該要加算調整額を加算した金額とする。

四第八項第六号ロ及び第七号 (これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。) 、第四項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該要加算調整額を加算した金額とする。

一 第四十二条の九第二項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の

各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を、当該控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度において第四項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額に相当する金額を、それぞれ控除した金額

イ 他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。イにおいて「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額（以下この項において「通算不足欠損相当税額」という。）の百分の二十に相当する金額が一号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二條の九第二項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）から一号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二條の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）その超える部分の金額のうち一号控除済額（当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ 一号控除上限額が一号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二 第四十二條の十一の三第二項若しくは第四十二條の十二第一項の規定又は同条第二項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対

する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が二号控除上限額(当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。)から二号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十一の三第二項に規定する税額控除限度額又は第四十二条の十二第一項に規定する税額控除限度額と同条第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額との合計額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(ロに掲げる場合に該当する場合を除く。)

その超える部分の金額のうち二号控除済額(当該内国法人の二号控除限度額のうち第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項の規定及び同条第二項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ 二号控除上限額が二号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち二号控除済額に達するまでの金額

三 第四十二条の十二の二第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の五に相当する金額が三号控除上限額(当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十二の二第一項に規定する百分の五に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。)から三号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の同項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(ロに掲げる場合に該当する場

一 第四十二条の六第二項の規定若しくは同条第三項の規定又は第四十二条の十二の四第二項の規定若しくは同条第三項の規定	百分の二十	第四十二条の六第二項に規定する百分の二十に相当する金額
二 第四十二条の九第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
三 第四十二条の十一の二第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
四 第四十二条の十一の三第二項若しくは第四十二条の十二第一項の規定又は同条第二項の規定	百分の二十	第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項に規定する百分の二十に相当する金額
五 第四十二条の十二の二第一項の規定	百分の五	同項に規定する百分の五に相当する金額
六 第四十二条の十二の五第一項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額

合を除く。) その超える部分の金額のうち三号控除済額(当該内国法人の三号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ 三号控除上限額が三号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の五に相当する金額のうち三号控除済額に達するまでの金額

七 第四十二条の十二の五第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
八 第四十二条の十二の七第四項の規定、同条第五項の規定又は同条第六項の規定	百分の二十	同条第四項に規定する百分の二十に相当する金額

2 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項の他の通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

3 第一項の場合において、同項に規定する適用事業年度について法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度に係る第一項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用しない。

4 通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において同じ。）について、法人税法第六十四条の十第五項の規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う場合において、当該通算法人がその効力を失う日（以下この項において「失効日」という。）前五年以内に開始した各事業年度（当該承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。）において特別税額控除規定（第四十二条の六第二項若しくは第三項、第四十二条の九第一項若しくは第二項又は第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたときは、当該通算法人の失効日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了

2 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号イに規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

3 第一項の場合において、同項に規定する適用事業年度について法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度に係る第一項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用しない。

4 通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において同じ。）について、法人税法第六十四条の十第五項の規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う場合において、当該通算法人がその効力を失う日（以下この項において「失効日」という。）前五年以内に開始した各事業年度（当該承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。）において特別税額控除規定（第四十二条の六第二項若しくは第三項、第四十二条の九第一項若しくは第二項、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項又は第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたときは、当該通算法人の失効日の前日（当該前日が

の日であるときは、当該失効日）を含む事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、特別税額控除規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があつた場合には、当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額を控除した金額）に相当する金額を加算した金額とする。

5 第一項又は前項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項」と、同法第六十九条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」とする。

6 第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項又は第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とし、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第一項又は第四項の規定を適用して計算した法人

当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該失効日）を含む事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、特別税額控除規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があつた場合には、当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額を控除した金額）に相当する金額を加算した金額とする。

5 第一項又は前項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項」と、同法第六十九条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」とする。

6 第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項又は第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とし、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第一項又は第四項の規定を適用して計算した法人

税の額とする。

7 前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条の三第二項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「（以下この項において「適用除外事業者」という。）」を、「もの」の下に「（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。）」を加え、「同項第九号」を「同条第十九項第九号」に改める。

第四十四条の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加える。

第四十五条第二項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第三項中「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十七第二項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）」を削り、「前項の表」を「同項の表」に、「被合併法人等が」を「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）」を削る。

第五十二条の二第一項中「（次項に規定する一年以内連結事業年度に

税の額とする。

7 前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条の三第二項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、「適用除外事業者」の下に「（以下この項において「適用除外事業者」という。）」を、「もの」の下に「（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。）」を加え、「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第十九項第九号」に改める。

第四十五条第三項中「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十七第二項の規定）」及び「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）」を削り、「前項の表」を「同項の表」に、「被合併法人等が」を「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）」を削る。

第五十二条の二第一項中「（次項に規定する一年以内連結事業年度に

において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。」を削り、同条第二項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）」、「（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）」及び「（一年以内連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「（前項に規定する一年以内連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）及び第一項」を「及び同項」に改め、同条第五項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」、「。以下この項において「適格合併等の日」という。」、「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）」、「。以下この項において「適格分割等」という。」、「（当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項又は第三十二条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。」及び「（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）」を削る。

第五十二条の三第二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」を削り、「前項の規定の」を「同項の規定の」に改め、「（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）」、「（当該各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満た

において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。」を削り、同条第二項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定を含む。以下この項において同じ。）」、「（当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）」及び「（一年以内連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「（前項に規定する一年以内連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）及び第一項」を「及び同項」に改め、同条第五項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」、「。以下この項において「適格合併等の日」という。」、「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）」、「。以下この項において「適格分割等」という。」、「（当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。」及び「（最後連結事業年度等にあつては、第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）」を削る。

第五十二条の三第二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」を削り、「前項の規定の」を「同項の規定の」に改め、「（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）」、「（当該各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満た

ない場合におけるその満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「ときは」を「ときは、」に改め、「とする。」を削り、同条第三項中「以下この項において「被合併法人等」という。」、「。以下この項において同じ」、」（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む連結事業年度）及び「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定）」を削り、同条第五項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該事業年度終了の日において同条第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特別償却準備金の金額（以下この項において「連結特別償却準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別償却準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日を「その日」に改め、「（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」、「連結特別償却準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「（当該特別償却準備金の金額が連結特別償却準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積み立てられた積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第六項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、同条第九項中「（第二項に規定する各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）」を削り、同条第十二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」、「同条第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合における

ない場合におけるその満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「ときは」を「ときは、」に改め、「とする。」を削り、同条第三項中「以下この項において「被合併法人等」という。」、「。以下この項において同じ」、」（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む連結事業年度）及び「（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定）」を削り、同条第五項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該事業年度終了の日において同条第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特別償却準備金の金額（以下この項において「連結特別償却準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別償却準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日を「その日」に改め、「（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」、「連結特別償却準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「（当該特別償却準備金の金額が連結特別償却準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積み立てられた積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第六項中「（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）」を削り、同条第九項中「（第二項に規定する各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、同項に規定する連結確定申告書）」を削り、同条第十二項中「（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）」、「同条第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合における

その満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「は当該」を「は、当該」に改め、「とする。」を削り、同条第十五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、」（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）及び「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十六項中「又は第六十八条の四十一第十五項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十五項」を削り、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十八項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第十九項中「又は第六十八条の四十一第十七項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十七項」を削り、同条第二十項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、」（同条第二十項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第二十二項中「又は第六十八条の四十一第二十項」及び「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第二十項」を削り、同条第二十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、」（同条第二十三項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物分配法人の当該適格現

その満たない金額を含むものとし、」及び「同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「は当該」を「は、当該」に改め、「とする。」を削り、同条第十五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、」（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）及び「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十六項中「又は第六十八条の四十一第十五項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十五項」を削り、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第十八項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第十九項中「又は第六十八条の四十一第十七項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十七項」を削り、同条第二十項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、」（同条第二十項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を削り、同条第二十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」を削り、同条第二十二項中「又は第六十八条の四十一第二十項」及び「（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第二十項」を削り、同条第二十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）」、」（同条第二十三項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物分配法人の当該適格現

物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額)を削り、同条第二十四項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。)」を削り、同条第二十五項中「又は第六十八条の四十一第二十三項」及び「(その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第二十三項」を削り、同条第二十六項中「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その用に供した連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産)」及び「(第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた場合を含む。)」を削る。

第五十三条第二項中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、「(第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含む。以下この項において「試験研究費の額」という。)」を削り、「、その」を「、当該」に、「第四十二条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「(第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定を含む。)」を削る。

第五十五条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」及び「(同条第十項前段に規定する場合を除く。)」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「又は第六十八条の四十三第十項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項又は第六十八条の四十三第十項」を「第十項」に改め、「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十一項又は同条第十項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項」を「第八項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含

物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額)を削り、同条第二十四項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。)」を削り、同条第二十五項中「又は第六十八条の四十一第二十三項」及び「(その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第二十三項」を削り、同条第二十六項中「(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その用に供した連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産)」及び「(第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた場合を含む。)」を削る。

第五十五条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」及び「(同条第十項前段に規定する場合を除く。)」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「又は第六十八条の四十三第十項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項又は第六十八条の四十三第十項」を「第十項」に改め、「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十一項又は同条第十項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項」を「第八項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含

む。）」、「(同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」及び「(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」を「第十三項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」を「第十三項」に改め、「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十四項又は同条第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第九項」を「第八項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」及び「(同条第十五項前段に規定する場合を除く。）」及び「(当該被現物出資者の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十八項又は同条第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第九項」を「第八項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」、「(同条第十八項前段に規定する場合を除く。）」及び「(当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備

む。）」、「(同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」及び「(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」を「第十三項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十四項又は第六十八条の四十三第十二項」を「第十三項」に改め、「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十四項又は同条第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第九項」を「第八項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」及び「(同条第十五項前段に規定する場合を除く。）」及び「(当該被現物出資者の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第十八項又は第六十八条の四十三第十五項」を「第十七項」に改め、「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第十八項又は同条第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第九項」を「第八項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」、「(同条第十八項前段に規定する場合を除く。）」及び「(当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備

金の金額)」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項」を「第二十一項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項」を「第二十一項」に改め、「(その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第二十二項又は同条第十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十五項とする。

第五十五条の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第二項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。)」、「(当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)」及び「その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額(以下この項において「連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額」という。)」がある場合には当該連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、「を削り、「(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)」又は前事業年度等のを「又は前事業年度」に、「(同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)」がある場合には、「に、「とする。以下この条」を「。次項及び第四項」に改め、「連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」及び「(当該措置期間経過準備金額が連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額に係

金の金額)」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項」を「第二十一項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項」を「第二十一項」に改め、「(その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に、「第二十二項又は同条第十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十五項とする。

るものである場合には、当該積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された同項の中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額)を削り、同条第三項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。)」を削り、同項第七号中「、次項及び第五項」を「及び次項」に改め、同条第四項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。)」を削り、「あつた日」の下に「(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日)」を加え、同項に次の各号を加える。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合、その通知を受けた日の前日(当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日)

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日(当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日)のいずれか遅い日

第五十五条の二第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十六条第五項を削り、同条第六項中「前条第七項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十五条第十項及び第十二項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)」、「(第六十八条の四十六第八項に規定する場合を除く。)」及び後段を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」

を「第六項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)」及び「(同条第九項前段に規定する場合を除く。)」及び「(当該分割承継法人の当該適格分

第五十六条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「前条第十一項及び第十二項」を「前条第十項及び第十一項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)」、「(第六十八条の四十六第八項に規定する場合を除く。)」及び後段を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)」及び「(同条第九項前段に規定する場合を除く。)」及び「(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同

割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五十五条第十六項」を「第五十五条第十五項」に改め、「又は第六十八条の四十六第九項」及び「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第七項」を「第六項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)」及び「(同条第十項前段に規定する場合を除く。)」及び「(当該被

現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第五十五条第二十項」を「第五十五条第十九項」に改め、「又は第六十八条の四十六第十項」及び「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第五十七条の四第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)」及び「(第六十八条の五十四第十項前段に規定する場合を除く。)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四の二第五項を削り、同条第六項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十七条の五第十項中「(同項の規定の適用を受けた事業年度前に当該法人が第六十八条の五十五第九項の規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度終了の日後当該最初の事業年度開始の日の前日までの間に同条第六項から第九項までの規定

条第一項の特定災害防止準備金の金額)」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「前条第十六項」を「前条第十五項」に改め、「又は第六十八条の四十六第九項」及び「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第七項」を「第六項」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)」及び「(同条第十項前段に規定する場合を除く。)」及び「(当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額)」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「前条第二十項」を「前条第十九項」に改め、「又は第六十八条の四十六第十項」及び「(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第五十七条の四第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)」及び「(第六十八条の五十四第十項前段に規定する場合を除く。)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第一項及び第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四の二第五項を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十七条の五第十項中「(同項の規定の適用を受けた事業年度前に当該法人が第六十八条の五十五第九項の規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度終了の日後当該最初の事業年度開始の日の前日までの間に同条第六項から第九項までの規定

により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前項第一号」を「同項」に、「若しくは同号」を「又は同項」に改め、「又は同項第二号の承認の取消しの日」を削り、同条第十一項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十五項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第七項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十項中「第五十五条第十一項及び第十二項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十三項前段」を「同条第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険に係る保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の七第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業

により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前項第一号」を「同項」に、「若しくは同号」を「又は同項」に改め、「又は同項第二号の承認の取消しの日」を削り、同条第十一項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十五項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第七項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十項中「第五十五条第十一項及び第十二項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十三項前段」を「同条第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険に係る保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の七第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度に

、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」とを削り、「第五十七条の七の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十四項から第十七項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七の二第九項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「を削り、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」とを削り、「第五十七条の七の二第三項中」を「同条第三項中」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十七条の八第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十八第十一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の九第一項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に、「適用除外事業者（次項）を「適用除外事業者（以下この条）に、「該当するものを」を「該当するもの（通算法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者）に該当

」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」とを削り、「第五十七条の七の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十四項から第十七項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七の二第九項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「を削り、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」とを削り、「第五十七条の七の二第三項中」を「同条第三項中」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十七条の八第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十八第十一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の九第一項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に、「適用除外事業者（次項）を「適用除外事業者（以下この条）に、「該当するものを」を「該当するもの（通算法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者）に該当

する場合には、当該通算法人を含む。）を「連結完全支配関係」を「同法第十二号の七の六に規定する完全支配関係」に、「連結法人」を「他の法人」に、「同条第二項」を「同法第五十二条第二項」に改め、同条第二項中「ものを」を「もの（当該適格分割等の直前の時において通算法人である中小法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である中小法人を含む。）を」に改める。

第六十条第一項中「」が「を」以下この項及び第四項において「対象内国法人」という。）が「に」、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に、「限る。」に「を」限る。以下この条において「特定対象事業年度」という。）に「に」改め、「含む」の下に「。以下この条において「特定対象事業等」という）を加え、「事業年度の」を「特定対象事業年度の」に改め、同条第二項中「」が「を」以下この項及び第四項において「特例対象内国法人」という。）が「に」、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に、「」に「を」以下この条において「特例対象事業年度」という。）に、「当該事業年度」を「当該特例対象事業年度」に改め、同条第七項中「、これらの規定」の下に「又は第六項の規定」を加え、「その他これら」を「その他第一項、第二項又は第四項から第八項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「とする」を「とし、第六項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 通算法人に係る第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特定対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額（当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人（当該特定対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配

する場合には、当該通算法人を含む。）を「連結完全支配関係」を「同法第十二号の七の六に規定する完全支配関係」に、「連結法人」を「他の法人」に、「同条第二項」を「同法第五十二条第二項」に改め、同条第二項中「ものを」を「もの（通算法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人を含む。）を」に改める。

第六十条第一項中「」が「を」以下この項及び第四項において「対象内国法人」という。）が「に」、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に、「限る。」に「を」限る。以下この条において「特定対象事業年度」という。）に「に」改め、「含む」の下に「。以下この条において「特定対象事業等」という）を加え、「事業年度の」を「特定対象事業年度の」に改め、同条第二項中「」が「を」以下この項及び第四項において「特例対象内国法人」という。）が「に」、「当該内国法人」を「当該特例対象内国法人」に、「」に「を」以下この条において「特例対象事業年度」という。）に、「当該事業年度」を「当該特例対象事業年度」に改め、同条第七項中「、これらの規定」の下に「又は第六項の規定」を加え、「その他これら」を「その他第一項、第二項又は第四項から第八項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「とする」を「とし、第六項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 通算法人に係る第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特定対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額（当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人（当該特定対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配

関係があるものに限る。イにおいて「他の対象通算法人」という。

）の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における特定対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この号において「特定対象事業年度等」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額（以下この項及び次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。）並びに特例対象内国法人である他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の同日に終了する事業年度（イ及びロにおいて「他の事業年度」という。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特定対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この号において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

イ 他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

ロ 他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

二 特例対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特例対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の第二項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特例事業者欠損控除前所得金額（当該通算法人及び特例対象内国法人である他の通算法人（当該特例対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の特例対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この号において「特例対象事業年度等」という。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに対象内国法人である他の通算法人（ロにおいて「他の対象通算法人」と

関係があるものに限る。イにおいて「他の対象通算法人」という。

）の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における特定対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この号において「特定対象事業年度等」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額（以下この項及び次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。）並びに特例対象内国法人である他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の同日に終了する事業年度（イ及びロにおいて「他の事業年度」という。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特定対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この号において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

イ 他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

ロ 他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

二 特例対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特例対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の第二項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特例事業者欠損控除前所得金額（当該通算法人及び特例対象内国法人である他の通算法人（当該特例対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の特例対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この号において「特例対象事業年度等」という。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに対象内国法人である他の通算法人（ロにおいて「他の対象通算法人」と

いう。)の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における同日に終了する事業年度(イ及びロにおいて「他の事業年度」という。)の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として法人税法第六十四条の五の規定により計算した当該通算法人の特定の所得の金額として政令で定める金額をいう。)に相当する金額(当該金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特例対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額(以下この号において「欠損控除前所得金額」という。))を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額)とする。

イ 他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

ロ 他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

5 前項の場合において、他の対象通算法人(同項各号に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項において同じ。)の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における前項の通算法人の特定対象事業年度若しくは特例対象事業年度終了の日に終了する事業年度(以下この項において「他の事業年度」という。)

()の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人(同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この項において同じ。)の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額が当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額(それぞれ他の対象通算法人の他の事業年度の確定申告書等(期限後申告書を除く。以下この項において同じ。))に添付された書類に当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額として記載された金額又は他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額を

いう。)の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における同日に終了する事業年度(イ及びロにおいて「他の事業年度」という。)の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として法人税法第六十四条の五の規定により計算した当該通算法人の特定の所得の金額として政令で定める金額をいう。)に相当する金額(当該金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特例対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額(以下この号において「欠損控除前所得金額」という。))を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額)とする。

イ 他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

ロ 他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

5 前項の場合において、他の対象通算法人(同項各号に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項において同じ。)の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における前項の通算法人の特定対象事業年度若しくは特例対象事業年度終了の日に終了する事業年度(以下この項において「他の事業年度」という。)

()の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人(同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この項において同じ。)の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額が当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額(それぞれ他の対象通算法人の他の事業年度の確定申告書等(期限後申告書を除く。以下この項において同じ。))に添付された書類に当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額として記載された金額又は他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額を

いう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額とみなす。

6 内国法人の第一項又は第二項の規定の適用を受けた事業年度(当該

内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時にあって、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。)において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。)において生じた通算前欠損金額(法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(以下この項において「通算不足欠損金額」という。)のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。)又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。)に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(以下この項において「期限後欠損金額」という。)がある場合(以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。)において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(次の各号に定める金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額。以下この項において「要加算調整額」という。)があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す

いう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額とみなす。

6 内国法人の第一項又は第二項の規定の適用を受けた事業年度(当該

内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時にあって、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。)において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。)において生じた通算前欠損金額(法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(以下この項において「通算不足欠損金額」という。)のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。)又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。)に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(以下この項において「期限後欠損金額」という。)がある場合(以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。)において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(次の各号に定める金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額。以下この項において「要加算調整額」という。)があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す

る。

- 一 当該内国法人の当該適用事業年度の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額として政令で定める金額（以下この号及び次号において「通算前所得金額」という。）が当該内国法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該適用事業年度の通算前所得金額として政令で定める所得の金額（次号において「特定事業等通算前所得金額」という。）以下である場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち、他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。以下この号において「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき同条第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額（次号及び第三号において「通算不足欠損控除額」という。）の百分の四十に相当する金額に達するまでの金額
 - 二 当該内国法人の当該適用事業年度の通算前所得金額が特定事業等通算前所得金額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち、通算不足欠損控除額からその超える部分の金額を控除した金額の百分の四十に相当する金額に達するまでの金額
 - 三 当該内国法人の当該適用事業年度が第二項の規定の適用を受けた事業年度である場合 当該適用事業年度において同項の規定により損金の額に算入した金額のうち、通算不足欠損控除額の百分の四十に相当する金額に同項に規定する政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額
- 7 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更

る。

- 一 当該内国法人の当該適用事業年度の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）として政令で定める金額が当該内国法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該適用事業年度の通算前所得金額として政令で定める所得の金額（次号において「特定事業等通算前所得金額」という。）以下である場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち、他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。以下この号において「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき同条第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額（次号及び第三号において「通算不足欠損控除額」という。）の百分の四十に相当する金額に達するまでの金額
 - 二 当該内国法人の当該適用事業年度の通算前所得金額が特定事業等通算前所得金額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち、通算不足欠損控除額からその超える部分の金額を控除した金額の百分の四十に相当する金額に達するまでの金額
 - 三 当該内国法人の当該適用事業年度が第二項の規定の適用を受けた事業年度である場合 当該適用事業年度において同項の規定により損金の額に算入した金額のうち、通算不足欠損控除額の百分の四十に相当する金額に同項に規定する政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額
- 7 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更

正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

8 第四項の通算法人の特定対象事業年度又は特例対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第五項の規定は、当該特定対象事業年度又は特例対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該特定対象事業年度又は特例対象事業年度を第六項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

第六十一条第一項中「が」を「以下この項及び第三項において「対象内国法人」という。」が「に」、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に、「限る。」に「を」を「限る。以下この条において「対象事業年度」という。」に「に」に改め、「含む」の下に「。第三項及び第四項において「特定事業等」という」を加え、「事業年度の」を「対象事業年度の」に改め、同条第六項中「から前項まで」を「及び前三項」に改め、「第一項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「第一項又は第三項から第七項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「とする」を「とし、第五項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合合には、当該通算法人の対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において同じ。）の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額（当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人（当該対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第一号及び次項において「他の対象通算法人」という。）の特定事業等により

正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

8 第四項の通算法人の特定対象事業年度又は特例対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第五項の規定は、当該特定対象事業年度又は特例対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該特定対象事業年度又は特例対象事業年度を第六項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

第六十一条第一項中「が」を「以下この項及び第三項において「対象内国法人」という。」が「に」、「当該内国法人」を「当該対象内国法人」に、「限る。」に「を」を「限る。以下この条において「対象事業年度」という。」に「に」に改め、「含む」の下に「。第三項及び第四項において「特定事業等」という」を加え、「事業年度の」を「対象事業年度の」に改め、同条第六項中「から前項まで」を「及び前三項」に改め、「第一項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「第一項又は第三項から第七項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「とする」を「とし、第五項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合合には、当該通算法人の対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において同じ。）の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額（当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人（当該対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第一号及び次項において「他の対象通算法人」という。）の特定事業等により

生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「対象事業年度等」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額（以下この項及び次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。）を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第二号及び次項において「他の通算法人」という。）の当該対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この項において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

一 他の対象通算法人の他の事業年度（当該通算法人の対象事業年度終了の日に終了する事業年度をいう。次号及び次項において同じ。）

（において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

二 他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

4

前項の場合において、他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額が当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額（それぞれ他の対象通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）に添付された書類に当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額として記載された金額又は他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）

生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「対象事業年度等」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額（以下この項及び次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。）を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第二号及び次項において「他の通算法人」という。）の当該対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この項において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

一 他の対象通算法人の他の事業年度（当該通算法人の対象事業年度終了の日に終了する事業年度をいう。次号及び次項において同じ。）

（において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

二 他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

4

前項の場合において、他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額が当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額（それぞれ他の対象通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）に添付された書類に当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額として記載された金額又は他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）

と異なるときは、当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額とみなす。

5 内国法人の第一項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時ににおいて、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（以下この項において「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（以下この項において「期限後欠損金額」という。）がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額に達するまでの金額（当該相当する金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額。以下この項において「要加算

と異なるときは、当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額とみなす。

5 内国法人の第一項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時ににおいて、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（以下この項において「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（以下この項において「期限後欠損金額」という。）がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額に達するまでの金額（当該相当する金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額。以下この項において「要加算

調整額」という。)があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 他の通算法人(過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。次号において「事由該当通算法人」という。)に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額

二 事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合

6 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額(当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

7 第三項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四条の第五項の規定の適用がある場合には、第四項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該対象事業年度を第五項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

第六十一条の二第五項を削り、同条第六項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。)」及び「(第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合は除く。)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「

調整額」という。)があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 他の通算法人(過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。次号において「事由該当通算法人」という。)に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額

二 事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合

6 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額(当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

7 第三項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四条の第五項の規定の適用がある場合には、第四項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該対象事業年度を第五項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

第六十一条の二第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。)」及び「(第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合は除く。)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人でない

者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人でないとき」と、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十二条第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項及び第四項に改め、同条第六項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）」（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改め、同条第七項第一号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第六十二条の三第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項及び第四項に、「及び第六十八条第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「他の連結法人との間に連結完全支配関係がある法人にあつては当該他の連結法人を含む。」を削り、「法人税法」を「法人税法」に改め、同条第七項及び第八項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、同条第九項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、「が第五項」を「が同項」に改め、「（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）」を削り、「第三項まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、

とき」と、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十二条第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項及び第四項に改め、同条第六項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）」（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改め、同条第七項第一号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第六十二条の三第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項及び第四項に、「及び第六十八条第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「他の連結法人との間に連結完全支配関係がある法人にあつては当該他の連結法人を含む。」を削り、「法人税法」を「法人税法」に改め、同条第七項及び第八項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、同条第九項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、「が第五項」を「が同項」に改め、「（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）」を削り、「第三項まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用

「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の第四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項及び第四項」に、「及び第六十八條第一項」を「並びに第六十八條第一項」に改め、同条第十項中「（第六十八條の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）」及び「又は第六十八條の七十一第五項」を削り、「これらの規定に」を「同項に」に改め、同条第十二項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項（外国税額の控除）」（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項」に改める。

第六十三條第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九條第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項及び第四項」に改め、同条第二項第一号中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第五項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項（外国税額の控除）」（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項」に改める。

第六十五條の七第四項中「（連結事業年度において第六十八條の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項」を「が、同項」に、「同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四條の十一第一項、第六十四條の十二第一項又は第六十四條の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当

する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、第四十二条の十四第一項及び第四項」に、「及び第六十八條第一項」を「並びに第六十八條第一項」に改め、同条第十項中「（第六十八條の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）」及び「又は第六十八條の七十一第五項」を削り、「これらの規定に」を「同項に」に改め、同条第十二項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項（外国税額の控除）」（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項」に改める。

第六十五條の七第四項中「（連結事業年度において第六十八條の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項」を「が、同項」に、「同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四條の十一第一項、第六十四條の十二第一項又は第六十四條の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当

該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域」を削り、「(第一項の表)を「(同表)に改め、「又は同条第一項の表の第五号の下欄」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額)」を削り、同条第十二項中「連結事業年度において第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この項及び次項において「連結買換資産」という。)を含む)を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域)」を削り、「(前条第一項の表)を「(同表)に改め、「又は第六十八条の七十八第一項の表の第五号の下欄」を削り、同条第十五項中「連結事業年度において第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この

該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域」を削り、「(第一項の表)を「(同表)に改め、「又は同条第一項の表の第七号の下欄」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額)」を削り、同条第十二項中「連結事業年度において第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この項及び次項において「連結買換資産」という。)を含む)を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域)」を削り、「(前条第一項の表)を「(同表)に改め、「又は第六十八条の七十八第一項の表の第七号の下欄」を削り、同条第十五項中「連結事業年度において第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この

項及び第十七項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」及び「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（前条第一項の表）」を削り、「又は第六十八条の七十八第一項の表の第五号の下欄」を削り、同条第十七項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第六十六条の七第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第三項及び第四項」を「第三項」に、「この項、第三項から第五項まで及び第七項」を「この条」に、「次項及び第四項」を「及び第三項」に、「。第三項」を「。次項」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（特定目的会社等を除き、前項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に、「第一項」を「前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第十二項」を「第十一項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第六十九条及びび」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項第三号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条

項及び第十七項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」及び「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（前条第一項の表）」を削り、「又は第六十八条の七十八第一項の表の第七号の下欄」を削り、同条第十七項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第六十六条の七第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第三項及び第四項」を「第三項」に、「この項、第三項から第五項まで及び第七項」を「この条」に、「次項及び第四項」を「及び第三項」に、「。第三項」を「。次項」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（特定目的会社等を除き、前項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に、「第一項」を「前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第十二項」を「第十一項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第六十九条及びび」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項第三号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条

第十項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の四第十二項」に、「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二第十項」に、「第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五項」を「第四項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十六条の八第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度の同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十六条の九の三第一項中「この項、第三項、第四項及び第六項」を「この条」に改め、「及び次項」を削り、「第三項に」を「次項に」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「（第六項）を」（第五項）に、「第十項」を「第九項」に、「第六十九条及びび」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め

第十項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の四第十二項」に、「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二第十項」に、「第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五項」を「第四項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十六条の八第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度の同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十六条の九の三第一項中「この項、第三項、第四項及び第六項」を「この条」に改め、「及び次項」を削り、「第三項に」を「次項に」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「（第六項）を」（第五項）に、「第十項」を「第九項」に、「第六十九条及びび」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め

、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「(通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間)」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の四第二十二項」に、「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二第十項」に、「第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十六条の九の四第十二項の表第六十六条の八第十四項の項中「第六十六条の八第十四項」を「第六十六条の八第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に、「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十六条の十一の三第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「(通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間)」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の四第二十二項」に、「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二第十項」に、「第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十六条の九の四第十二項の表第六十六条の八第十四項の項中「第六十六条の八第十四項」を「第六十六条の八第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に、「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項前段」を「第七項前段」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十六条の十一の二第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第六十六条の十一の四第一項中「次項第一号及び第三項」を「以下この条」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に、「同項」を「以下この号」に改め、「所得の金額をいう。」の下に「以下この号及び」を、「最初の事業年度」の下に「（通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この号において「通算法人等」という。）の当該最初の事業年度開始の前日に開始する他の通算法人（当該基準事業年度終了の日後のいずれかの時において当該通算法人等との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）のうち欠損控除前所得金額が生ずる事業年度（当該基準事業年度終了の日後に終了するものに限る。以下この号において「所得事業年度」という。）がある場合には、他の通算法人のいずれかの所得事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度開始の日を含む当該通算法人等の事業年度）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該通算法人等との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた日の前日を含む事業年度（当該通算法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）及び当該有しないこととなつた日以後に開始する事業年度

ロ 当該通算法人等に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日前に開始する事業年度（当該通算法人等が通算法人である場合には、認定事業適応法人に該当しない他の通算法人の事業年度に限る。）

第六十六条の十一の四第一項第三号を削り、同条第二項第一号中「又は第六項」を削り、「第五項」を「から第六項まで、第八項」に改め、「、同法」の下に「第五十八条の規定の適用があるもの、同法」を、「なつたもの」の下に「（同法第八十条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）」を加え、「この号及び次号」を「この条」に改め、同号ロ中「前項」を「この条」に改め、同項第二号中「及びハ」を「からニまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 当該適用事業年度前の事業年度で次項の規定の適用を受けた各事業年度における第四項第二号イに掲げる金額に相当する金額として政令で定める金額

第六十六条の十一の四第二項第三号中「適用事業年度の」の下に「所得限度額（）」を加え、「の百分の五十に相当する金額から前号ハ」を「から法人税法第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額を控除した金額をいう。第四項第三号及び第六号において同じ。」から前号ニ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 通算法人（当該通算法人又は他の通算法人が認定事業適応法人に該当する場合における当該通算法人に限る。）の適用対象事業年度（当該通算法人の適用事業年度又は認定事業適応法人に該当する他の通算法人の適用事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度をいう。次項において同じ。）において法人税法第六十四条の七の規定を適用して同法第五十七条の規定を適用する場合において、当該通算法人の同法第六十四条の七第一項第二号の規定により欠損金額とされる金額のうちに特例通算欠損事業年度において生じたものがあるときは、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第二号 ハ(2)	控除した金額	控除した金額に当該十年内事業年度が租税特別措置法第六十六条の十一の四第四項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）に規定する特例通算欠損事業年度（以下この条において「特例通算欠損事業年度」という。）である場合における当該通算法人の同項に規定する非特定超過控除対象額（以下この条において「非特定超過控除対象額」という。）に相当する金額を加算した金額
第一項 第二号 ハ(3)	控除した金額	控除した金額に当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度である場合における当該他の通算法人の非特定超過控除対象額に相当する金額を加算した金額
第一項	(以下)	(当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度

第三号イ	第一項 第三号 ロ(1)	第四項	第五項
	控除した金額	みなし	異なり 当該
<p>である場合には、当該通算法人の租税特別措置法第六十六条の十一の四第四項に規定する特定超過控除対象額（以下この条において「特定超過控除対象額」という。）に相当する金額を加算した金額。以下</p>	<p>控除した金額に当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度である場合における当該通算法人及び当該他の通算法人の非特定超過控除対象額の合計額を加算した金額</p>	<p>みなし、当該他の事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額を当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額とみなし</p>	<p>異なり、当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額若しくは非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額若しくは当初申告非特定超過控除対象額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なり、当該</p>

第五項 第一号	第五項 第二号	第五項 第二号 イ
を当該 適用事 業年度 の損金 算入限 度額	とし、 かつ	を当該 適用事 業年度 の損金 算入限 度額
並びに当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額をそれぞれ当該適用事業年度の損金算入限度額並びに当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額	と、当該通算法人の当該適用事業年度の租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額から前号に掲げる金額を控除した金額を当該適用事業年度と同条第二項第三号の欠損控除前所得金額とし、かつ並びに同条第三項の規定を	並びに当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額をそれぞれ当該適用事業年度の損金算入限度額並びに当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額
		場合（イ及び次項において「当初申告の場合」という。）
		をいう。
		次項において同じ。）並びに当該適用事業年度に係る租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第二号イに掲げる金額のうち、当初申告の場合における当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度に係る配賦投資額（当該各特例通算欠損事業年度終了の日に終了する

	第六項	第九項
前項第二号イに掲げる金額	金額として記載された金額	金額として記載された金額
他の通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額の合計額のうち当該通算法人の同号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額をいう。)の合計額	当初申告の場合における配賦欠損金控除額	金額(当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度又は当該他の事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額を含む。以下この項において同じ。)として記載された金額を

第六十六条の十一の四第五項中「前三項」を「第二項及び前三項」に改め、「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に第四項に規定する特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合(当該事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の全てにつき、それぞれその事業年度の確定申告書等に当該書類の添付がある場合に限る。)に限り、適用する。

4 前項に規定する特例通算欠損事業年度とは、同項の通算法人の法人税法第六十四条の七第一項第二号に規定する十年内事業年度のうち、当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度(同号イに規定する対応事業年度をいう。以下この項において同じ。)又は他の通算法人(当該通算法人の適用対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるもので、同日にその事業年度が終了するものに限る。第二号イ(3)を除き、以下この項において同じ。)

（）の事業年度で当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。以下この項において「他の対応事業年度」という。）のいずれかが特例事業年度に該当する場合における当該十年内事業年度（以下この項において「特例十年内事業年度」という。）で、当該対応事業年度及び他の対応事業年度において生じた欠損金額のうち最も少ない金額をいう。以下この項において掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。以下この項において掲げる金額のうち最も少ない金額に第七号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。第二号及び第六号ロにおいて同じ。）がある場合における当該特例十年内事業年度をいう。

一 当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の各対応事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額（以下この項において「特定欠損金額」という。）から当該特定欠損金額に相当する金額で当該特定欠損金額につきこの条の規定を適用しないものとした場合に同法第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額を控除した金額の合計額

二 当該通算法人の投資額残額（第二項第二号イに掲げる金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。第五号において同じ。）。

イ (1)に掲げる金額と(2)及び(3)に掲げる金額の合計額のうち第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額とを合計した金額

(1) 当該通算法人の適用対象事業年度前の事業年度で前項の規定の適用を受けた各事業年度（(2)及び(3)において「過去通算適用事業年度」という。）における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(2) 当該通算法人の過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過

過控除対象額

(3) 当該通算法人の過去通算適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

第二項第二号ロに掲げる金額

ハ (1)に掲げる金額と(2)及び(3)に掲げる金額の合計額のうち第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額とを合計した金額

(1) 当該通算法人の適用対象事業年度における当該特例十年内事業年度前の各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額の合計額

(2) 当該通算法人の適用対象事業年度における当該特例十年内事業年度前の各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

(3) 当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度における当該特例十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

三

(2)に掲げる金額の合計額を控除した金額のうちイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額に達するまでの金額

イ 当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の法人税法第六十条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額

四 四の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額

ロ 当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の各対応事業年度

において生じた特定欠損金額に相当する金額で当該特定欠損金額につきこの条の規定を適用しないものとした場合に法人税法第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額の合計額

四

当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第二号ハ(1)に掲げる金額から当該金額に非特定損金算入割合(当該金額につき前項の規定を適用しないものとした場合における当該特例十年内事業年度に係る同条第一項第三号ロに規定する非特定損金算

入割合をいう。)を乗じて計算した金額を控除した金額

五 当該通算法人及び他の通算法人の投資額残額の合計額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ 当該通算法人の適用対象事業年度における当該特例十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

ロ 当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度における当該特例十年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度(当該特例十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。)において生じた特定欠損金額に係る特定超過控除対象額

六 次に掲げる金額の合計額

イ 当該通算法人の適用対象事業年度の所得限度額から第二号ハ(1)及び(2)並びに前号イに掲げる金額の合計額を控除した金額のうち非特定欠損控除前所得金額(当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ(2)ii)に掲げる金額を控除した金額をいう。次号において同じ。)に達するまでの金額

ロ 当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の所得限度額から当該事業年度における当該特例十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額並びに前号ロに掲げる金額の合計額を控除した金額のうち他の非特定欠損控除前所得金額(当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第三号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ(3)ii)に掲げる金額を控除した金額をいう。次号において同じ。)に達するまでの金額

七 非特定欠損控除前所得金額が非特定欠損控除前所得金額及び他の非特定欠損控除前所得金額の合計額のうち占める割合

第六十六条の十三第一項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第二項中「（第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、」及び「とする。」を削り、同項第二号中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「により前項」を「により同項」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第四項中「（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」を削り、同条第五項中「又は第六十八条の九十八第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第六項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第八項、第九項及び第十項」を「次項、第八項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）
- 二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十八条の三の三第一項中「第四条の七に」を「第四条の三に」に、「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改め、同条第二項の表第二十三条第一項の項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及

第六十六条の十三第一項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第二項中「（第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、」及び「とする。」を削り、同項第二号中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「により前項」を「により同項」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第四項中「（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」を削り、同条第五項中「又は第六十八条の九十八第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第六項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第八項、第九項及び第十項」を「次項、第八項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）
- 二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十八条の三の三第一項中「第四条の七に」を「第四条の三に」に、「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改め、同条第二項の表第二十三条第一項の項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及

び第五十八条第一項ただし書を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第二十一条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第一号中「の規定」を「及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ（通算承認）の規定」に、「同号」を「所得税法第四百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び」を削り、「同法第四条の五第一項第一号及び第二百二十七条第一項第一号」を「同号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十三条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の三第五項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 通算子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

第二条第三項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号及び第十四号を削り、同項第十五号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十六号中「をいう」を「（同

び第五十八条第一項ただし書を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第二十一条 同上

第十一条第三項第一号中「の規定」を「及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ（通算承認）の規定」に、「同号」を「所得税法第四百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び」を削り、「同法第四条の五第一項第一号及び第二百二十七条第一項第一号」を「同号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十三条 同上

第二条第三項第三号中「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第五項」を削り、同項第十一号から第十三号までを削り、同項第十三号の二を同項第十一号とし、同項第十三号の三を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 通算子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

第二条第三項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の五号を加える。

十五 内国法人 法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。

法第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間（第九号に規定する通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）に係る決算において費用又は損失として経理すること）をいう」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十七号を同項第十三号とし、同項第十八号から第三十二号までを四号ずつ繰り上げ、同項第三十三号から第三十五号までを削る。

第八条第二項中「もの（租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

第十五条第一項中「第五十八条第一項本文」を「第五十八条第一項」に、「のうち」を「に係る同条の規定の適用については」に改め、「に達するまでの金額」を削り、「災害損失欠損金額」を「災害損失金額」に、「みなして、同条の規定を適用する」を「みなす」に改め、同条第一項中「前項の規定の適用がある場合における法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額の計算その他」を削る。

第十七条の二第二項中「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項及び第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第四項」に、「これらに」を「これに」に、「並びに同法第四十二条の四第八項第二号イ」を「及び同法第四十二条の四第十九項第二号イ」に改め、同条第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」（（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。））」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第九項中「（第四項に規定する連結税額控除限度額を

「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。））」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第九項中「（第四項に規定する連結税額控除限度額を

十六 通算親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。

十六の二 通算法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。

十六の三 通算完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。

十六の四 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

第二条第三項第三十四号から第三十六号までを削る。

第八条第二項中「もの（租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

第十七条の二第二項中「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第四項」に、「これら」を「これ」に、「並びに同法第四十二条の四第八項第二号イ」を「及び同法第四十二条の四第十九項第二号イ」に改め、同条第四項第三号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この号において「四年以内連結事業年度」という。）とし、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」（（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この号において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この号において「控除済金額」という。））」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第九項中「（第四項

有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあっては、確定申告書）に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）を削り、「第三項」を、「同項」に改め、同条第十項中「（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、第二十五条の第二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない連結確定申告書を含む。）」を削り、同条第十二項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「第六十六条の九の三第七項」を「第六十六条の九の三第六項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の二第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第七項中「、同条第九項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の第二項」とあるのは「第二十五条の二の第二項」と、同条第十項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「次条第三項」と、同条第九項中「第四

第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、確定申告書）に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）を削り、同条第十項中「（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、第二十五条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない連結確定申告書を含む。）」を削り、同条第十二項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「第六十六条の九の三第七項」を「第六十六条の九の三第六項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の二第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第七項中「、同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の第二項」と、同条第十項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の第三項」と」を削り、同条第九項中「第四

るのは「第二十五条の二の二第三項」とを削り、同条第九項中「第十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の三第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の三第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第七項中「同条第九項中『第四項』とあるのは『第十七条の二の三第四項』と、『第二十五条の二第二項』とあるのは『第二十五条の二の三第二項』と、同条第十項中『第四項』とあるのは『第十七条の二の三第四項』と、『第二十五条の二第三項』とあるのは『第二十五条の二の三第三項』と」を削り、同条第九項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三の二第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第三項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（**通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額**）

第十七条の四の二 法人税法第二条第三号に規定する内国法人の次に掲

げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る同条第十二号の六の七に規定する通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）後の各事業年度における租税特別措置法第四十二条の十

四第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「上

十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の三第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の三第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第七項中「同条第九項中『第四項第三号』とあるのは『第十七条の二の三第四項』と、『第二十五条の二第二項』とあるのは『第二十五条の二の三第二項』と、同条第十項中『第四項第三号』とあるのは『第十七条の二の三第四項』と、『第二十五条の二第三項』とあるのは『第二十五条の二の三第三項』と」を削り、同条第九項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三の二第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（**通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額**）

第十七条の四の二 内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一

の事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終

了の時ににおいて、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終

欄に掲げる規定（「とあるのは「上欄に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項及び次項において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の三の二第二項の規定、震災特例法第十七条の三の三第二項の規定及び震災特例法第十七条の三の三第三項の規定（以下この項において「震災特例法」という。）を「含む。」と、「中欄に掲げる割合」とあるのは「中欄に掲げる割合（震災税額控除規定にあつては、百分の二十）」と、「下欄に掲げる金額」とあるのは「下欄に掲げる金額（震災税額控除規定にあつては、それぞれ震災特例法第十七条の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の三の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の三の三第二項に規定する百分の二十に相当する金額又は震災特例法第十七条の三の三第一項後段に規定する百分の二十に相当する金額）」と、「第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう」とあるのは「震災税額控除規定及び震災特例法第十七条の二第二項に規定する税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」と、「前条第一項及び同項各号に掲げる規定」とあるのは「震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項及び同項各号に掲げる規定（震災税額控除規定を含む。）」と、「は、同法」とあるのは「は、法人税法」と、同条第二項中「前項の内国法人の同項」とあるのは「前項又は震災特例法第十七条の四の二第一項の内国法人の前項」とする。

- 一 第十七条の二第二項の規定又は同条第三項の規定
- 二 第十七条の二の二第二項の規定又は同条第三項の規定
- 三 第十七条の二の三第二項の規定又は同条第三項の規定
- 四 第十七条の三第一項の規定
- 五 第十七条の三の二第一項の規定

了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（第一号イにおいて「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。）がある場合（第一号イにおいて「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該各号に定める金額の合計額があるときは、当該適用事業年度に係る租税特別措置法第四十二条の十四第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項及び次項において「震災特例法」という。）第十七条の四の二第一項各号に掲げる規定を含む。）」と、「各事業年度」とあるのは「各事業年度（同条第一項各号に掲げる規定にあつては同項に規定する調整事業年度に該当する各事業年度を含む。）」と、「当該各号に定める金額」とあるのは「次の各号に定める金額（震災特例法第十七条の四の二第一項各号に定める金額を含む。）」と、「は、同法」とあるのは「は、法人税法」と、同条第二項中「前項の内国法人の同項」とあるのは「前項又は震災特例法第十七条の四の二第一項の内国法人のこれらの規定」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、「同項第一号イ」とあるのは「前項第一号イ又は同条第一項第一号イ」と、「事由該当通算法人の同項」とあるのは「事由該当通算法人の前項又は同条第一項」とする。

- 一 第十七条の二第三項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に對

する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 他の通算法人(過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。イにおいて「事由該当通算法人」という。)に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合(事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。)を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに租税特別措置法第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額(以下この項において「通算不足欠損相当税額」という。)の百分の二十に相当する金額が控除上限額(当該内国法人の当該適用事業年度の所得に対する第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額をいう。以下この項において同じ。)から一号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(ロに掲げる場合に該当する場合を除く。) その超える部分の金額のうち一号控除済額(当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ 控除上限額が一号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二 第十七条の二の二第二項又は第三項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて

適用する租税特別措置法第四十二条の第十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から二号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二の第二項に規定する税額控除限度額及び同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額の合計額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(口に掲げる場合に該当する場合を除く。) その超える部分の金額のうち二号控除済額(当該内国法人の二号控除限度額のうち同条第二項及び第三項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ 控除上限額が二号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち二号控除済額に達するまでの金額

三 第十七条の二の三第二項又は第三項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の第十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から三号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二の三第二項に規定する税額控除限度額及び同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額の合計額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(口に掲げる場合に該当する場合を除く。) その超える部分の金額のうち三号控除済額(当該内国法人の三号控除限度額のうち同条第二項及び第三項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ 控除上限額が三号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち三号控除済額に達するまでの金額

四 第十七条の三第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から四号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。） その超える部分の金額のうち四号控除済額（当該内国法人の四号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ 控除上限額が四号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち四号控除済額に達するまでの金額

五 第十七条の三の二第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から五号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三の二第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。） その超える部分の金額のうち五号

2 前項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を
読み替えて適用する場合における同条第五項及び第六項の規定の適用
については、同条第五項中「」とあるのは「租税特別措置法第四十
二条の十四第一項」とあるのは「」とあるのは「租税特別措置法第
四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経
理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適
用する場合を含む。第三項において同じ。）」と、「第六項」とある
のは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項」とあるのは「第六項

控除済額（当該内国法人の五号控除限度額のうち同項の規定によ
り当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金
額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額
ロ 控除上限額が五号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相
当税額の百分の二十に相当する金額のうち五号控除済額に達する
までの金額
六 第十七条の三の三第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそ
れぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得
に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前
の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税
特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額が
ある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額
に相当する金額の合計額を控除した金額）
イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限
額から六号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十
七条の三の三第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この
号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場
合に該当する場合を除く。） その超える部分の金額のうち六号
控除済額（当該内国法人の六号控除限度額のうち同項の規定によ
り当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金
額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額
ロ 控除上限額が六号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相
当税額の百分の二十に相当する金額のうち六号控除済額に達する
までの金額
2 前項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を
読み替えて適用する場合における同条第五項及び第六項の規定の適用
については、同条第五項中「」とあるのは「租税特別措置法第四十
二条の十四第一項」とあるのは「」とあるのは「租税特別措置法第
四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経
理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適
用する場合を含む。第三項において同じ。）」と、「第六項」とある
のは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項」とあるのは「第六項

「とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「」の規定及び第一項」とあるのは「」の規定及び第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」と、「とし、同法」とあるのは「とし、法人税法」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の五第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改める。

第十八条第二項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改める。

第十八条の二第二項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「（法人税法第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は

「とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「」の規定及び第一項」とあるのは「」の規定及び第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」と、「とし、同法」とあるのは「とし、法人税法」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の二第二項中「（以下この項において「適格合併等」という

。）及び」（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第二十六条の二第一項の規定）を削り、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、同項第三号中「（当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当す

第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第十八条の八第一項及び第十九条第一項において同じ。」を削り、同項第三号中「(当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度)」を削り、同条第二項第二号ハ中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同項第五号イ中「当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度。」を削り、同条第三項中「(第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。)」の第一項を「の同項」に改め、「その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その経過した日を含む連結事業年度。」を削り、「(当該事業年度等)」を削り、「当該基準事業年度等以後の各事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額(以下この項において「連結再投資等準備金の金額」という。)」がある場合には当該連結再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日を「その日」に、「(同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)」又は前事業年度等」を「又は前事業年度」に、「(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)」がある場合には、「(とする)」を削り、「基準事業年度等」を「が前事業年度等」に改め、同条第四項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)」を削り、同条第六項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第七項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)」及び「(同条第八項前段に規定する場合を除く。)」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)」を削り、同条第八項中「又は第二十六条の三第八項」及び「(その適格合併後にお

る場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度)」を削り、同条第二項第二号ハ中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同項第五号イ中「当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度。」を削り、同条第三項中「(第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。)」の第一項を「の同項」に改め、「その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その経過した日を含む連結事業年度。」を削り、「(基準事業年度等)」を削り、「当該基準事業年度等以後の各事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額(以下この項において「連結再投資等準備金の金額」という。)」がある場合には当該連結再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日を「その日」に、「(同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)」又は前事業年度等」を「又は前事業年度」に、「(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)」がある場合には、「(とする)」を削り、「基準事業年度等」を「が前事業年度等」に改め、「(同条第四項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)」を削り、同条第六項中「第五十六条第五項」に改め、同条第七項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)」及び「(同条第八項前段に規定する場合を除く。)」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)」を削り、同条第八項中「又は第二十六条の三第八項」及び「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第八項」を削り、同条第九項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)」及び「(同条第十項前段に規

いて連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第八項」を削り、同条第九項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の第三一項の再投資等準備金を含む。）」及び「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）」を削り、同条第十項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の第三一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の第三十項」及び「（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十項」を削る。

第十八条の五第一項を次のように改める。

法人の有する減価償却資産で第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項、第十八条の二第二項、第十八条の二第三項、第十八条の二第四項、第十八条の二第五項の規定又は震災特別規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）の適用を受けたものについては、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の二の三第二項、第十八条第一項、第十八条の二第一項、第十八条の二第二項、第十八条の二第三項、第十八条の二第四項、第十八条の二第五項と定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」と、同条第二項中「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の二の三第二項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」として、同条の規定を適用する。

第十八条の八第二項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年

定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）」を削り、同条第十項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の第三十項」及び「（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十項」を削る。

第十八条の五第一項を次のように改める。

法人の有する減価償却資産で第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第二項若しくは前条第一項の規定又は震災特別規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）の適用を受けたものについては、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項と定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」と、同条第二項中「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」として、同条の規定を適用する。

第十八条の八第二項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年

度等から」を「前事業年度から」に、「前項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「(同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に改め、「(同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第三項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年度」に改め、同項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第四項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。」を削り、「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に、「基準事業年度等に」を「基準事業年度に」に改め、「(同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第五項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、同条第七項中「第五十五条の二第七項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「(同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額)」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第十二項中「又は第二十六条の八第十一項」及び「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「これらの規定に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十一項」を削り、同条第十三項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」、「(同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額)」を削り、同条第十四項中「(連結事業年度

度等から」を「前事業年度から」に、「前項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「(同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に改め、「(同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第三項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年度」に改め、同項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第四項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。」を削り、「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に、「基準事業年度等に」を「基準事業年度に」に改め、「(同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第五項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、同条第七項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「(同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額)」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第十二項中「又は第二十六条の八第十一項」及び「(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「これらの規定に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十一項」を削り、同条第十三項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」、「(同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額)」を削り、同条第十四項中「(連結事業年度において

において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。」を削り、同条第十五項中「又は第二十六条の八第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第十六項中「又は第二十六条の八第十四項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「これらの規定に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十四項」を削り、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削る。

第二十三条中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に、「第二十五条から第三十三条まで」を「第三十二条及び第三十三条」に、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改める。

第二十四条から第三十一条までを次のように改める。

第二十四条から第三十一条まで 削除

第三十二条中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改める。
第三十三条中「及び第二十七条から第二十九条まで」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 省 略

四 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イ・ロ 省 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第二十五条の二第三項の改正規定及び同法第四十一条の二十一第十四項第二十四号の改正規定

ニ 省 略

積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。」を削り、同条第十五項中「又は第二十六条の八第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第十六項中「又は第二十六条の八第十四項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「これらの規定に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十四項」を削り、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削る。

第二十三条を削る。

第二十二条の二中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に、「次条」を「第三十一条」に、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第二十三条」を「第三十一条」に、「第二十一条の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十四条から第三十条までを次のように改める。

第二十四条から第三十条まで 削除

第三十条の二を削る。

第三十一条中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改める。
第三十二条中「及び第二十七条から第二十九条まで」を削る。
第三十三条第一項中「又は第二十三条第四項」及び「（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三項において同じ。）」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一 三 同 上

四 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第十五条中租税特別措置法第二十五条の二第三項の改正規定及び同法第四十一条の二十一第一項第二十四号の改正規定

ニ 同 上

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 〽チ 省 略

リ 第十六条の規定並びに附則第一百二十二条から第三十条まで、第四百一条、第四百七条、第四百八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第二百二条の改正規定を除く。）、第五百十条（地方自治法第二百六十条の二第十六項の改正規定を除く。）、第五百八条及び第六十六条の規定

ヌ 〽フ 省 略

ワ 第二十三条の規定並びに附則第三十六条及び第四百八条の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第二百二条の改正規定に限る。）の規定

カ 〽ナ 省 略

六 〽十二 省 略

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 省 略

2 省 略

3 新所得税法第二百三条の六（控除対象扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、令和五年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する所得税法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した当該公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越しに関する経過措置）

第二十条 省 略

2 〽4 省 略

5 第一項又は前項の規定の適用がある場合における新法人税法第五十七条の規定の適用については、同条第二項中「この項の」とあるのは「この項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項（欠

五 同 上

イ 〽チ 同 上

リ 第十六条の規定並びに附則第一百二十二条から第三十条まで、第四百一条、第四百七条、第五百十条（地方自治法第二百六十条の二第十六項の改正規定を除く。）、第五百八条及び第六十六条の規定

ヌ 〽フ 同 上

ワ 第二十三条の規定及び附則第三十六条の規定

カ 〽ナ 同 上

六 〽十二 同 上

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 同 上

2 同 上

3 新所得税法第二百三条の六（控除対象扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、令和五年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越しに関する経過措置）

第二十条 同 上

2 〽4 同 上

5 第一項又は前項の規定の適用がある場合における新法人税法第五十七条の規定の適用については、同条第二項中「この項の」とあるのは「この項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項（欠

損金の繰越しに関する経過措置)の」と、「第九項又は」とあるのは「第九項若しくは」と、「」の規定」とあるのは「」又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」と、同条第四項中「(第二項」とあるのは「(第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「若しくは第五十八条第一項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、同条第六項及び第七項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、同条第八項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「第五十八条第一項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

6 第一項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたもの又は第二項の規定によりみなして適用する新法人税法第五十七条第二項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたものに係る同条第一項の規定は、これらの内国法人が第一項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度又は第二項の規定によりみなして適用する同条第二項に規定する合併等事業年度の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて欠損金額とみなされた金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を旧法人税法第五十七条第十項に規定する財務省令で定めるところにより保存している場合に限り、適用する。

7
10 省 略

11 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた通算法人の欠損金額については、新法人税法第五十七条第六項、第七項(第一号に係る部分に限る。)及び第八項の規定は、適用しない。

12
14 省 略

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号の金融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税口

損金の繰越しに関する経過措置)の」と、「第九項又は」とあるのは「第九項若しくは」と、「」の規定」とあるのは「」又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」と、同条第四項中「(第二項」とあるのは「(第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「若しくは第五十八条第一項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、同条第六項及び第七項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、同条第八項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は次項」とあるのは「若しくは次項又は同条第四項」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

6 第一項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたもの又は第二項の規定によりみなして適用する新法人税法第五十七条第二項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたものに係る同条第一項の規定は、これらの内国法人が第一項の最終の連結事業年度又は第二項の規定によりみなして適用する同条第二項に規定する合併等事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて欠損金額とみなされた金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を旧法人税法第五十七条第十項に規定する財務省令で定めるところにより保存している場合に限り、適用する。

7
10 同 上

11 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた通算法人の欠損金額については、新法人税法第五十七条第六項から第八項までの規定は、適用しない。

12
14 同 上

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号の金融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税口

座に同年分の同項第三号に規定する非課税管理勘定を設定している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に同条第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する提出をした者その他の政令で定める者を除く。）は令和六年一月一日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に同年分以後の新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定を設けようとする旨の記載がある同号ロに規定する政令で定める書類を提出したものと、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したものとそれぞれみなして、新租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の十四の規定を適用する。

2 5 8 省 略

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第八十八条 省 略

2 省 略

3 法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産（同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもので当該法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。）については、租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から同法第六十五条の九まで（同法第六十五条の七第十四項（同法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第二百二条 省 略

2 省 略

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別

座に同年分の同項第三号に規定する非課税管理勘定を設定している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に同条第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をした者その他の政令で定める者を除く。）は令和六年一月一日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に同年分以後の同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定を設けようとする旨の記載がある同号ロに規定する政令で定める書類を提出したものと、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したものとそれぞれみなして、新租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の十四の規定を適用する。

2 5 8 同 上

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第八十八条 同 上

2 同 上

3 法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産（同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもので当該法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。）については、新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から新租税特別措置法第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第十四項（新租税特別措置法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第二百二条 同 上

2 同 上

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別

措置法第六十八条の七十八第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産（同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもので当該連結親法人又はその連結子法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。）については、租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第四号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から同法第六十八条の八十まで（同法第六十八条の七十八第十四項（同法第六十八条の七十九第十九項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（第十六条の規定による改正に伴う試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条 四年新措置法第四十二条の四の規定の適用については、同条第十九項第五号に規定する試験研究費の額には同号に規定する各事業年度に該当する各連結事業年度（四年旧措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三百三十条までにおいて同じ。）の四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額（当該各連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額を含むものとし、四年新措置法第四十二条の四第十九項第六号の三に規定する試験研究費の額には同項第六号の二に規定する基準事業年度に該当する連結事業年度の四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとする。

2 省 略

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条の二 四年新措置法第四十二条の六第三項の規定の適用につ

措置法第六十八条の七十八第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産（同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもので当該連結親法人又はその連結子法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。）については、新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から新租税特別措置法第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第十四項（新租税特別措置法第六十八条の七十九第十九項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（第十六条の規定による改正に伴う試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条 四年新措置法第四十二条の四の規定の適用については、同条第十九項第五号に規定する試験研究費の額には、同号に規定する各事業年度に該当する各連結事業年度（四年旧措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三百三十条までにおいて同じ。）の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第二百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（当該各連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとする。

2 同 上

ては、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して四年新措置法第二条第二項第二十九号に規定する青色申告書（以下附則第百十九条までに於いて「青色申告書」という。）の提出（連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人による旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十一第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の六第三項又は四年旧措置法第四十二条の六第三項の規定により当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2| 四年新措置法第四十二条の六第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第百三十条までに於いて「連結親法人」という。）による連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第百三十条までに於いて同じ。）の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

3| 四年新措置法第四十二条の六第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の六第四項の法人に係るものを含むものとする。

4| 四年新措置法第四十二条の六第八項の規定の適用については、四年旧

措置法第六十八条の十一第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下附則第三百三十条までにおいて「確定申告書」という。）に四年新措置法第四十二条の六第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があったものとみなす。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得了した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十四条 四年新措置法第四十二条の九第二項の規定の適用については、同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第二項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の九第二項又は四年旧措置法第四十二条の九第二項の規定により当該事業年度開始の前四年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十三第二項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2 四年新措置法第四十二条の九第三項の規定の適用については、同項に規定する開始の前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得了した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十四条 四年新措置法第四十二条の九第二項の規定の適用については、同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第二項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する青色申告書（以下附則第一百九条までにおいて「青色申告書」という。）の提出（連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人による旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の九第二項又は四年旧措置法第四十二条の九第二項の規定により当該事業年度開始の前四年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十三第二項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2 四年新措置法第四十二条の九第三項の規定の適用については、同項に規定する開始の前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第三百三十条までにおいて「連結親

3 省略

4 四年新措置法第四十二条の九第五項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつた場合には、確定申告書に四年新措置法第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつたものとみなす。

(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第百十五条の二 四年新措置法第四十二条の十二の四第三項の規定の適用

については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の前一年以内に開始した各連結事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書の提出(連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度に限る。)における四年旧措置法第六十八条の十五の五第二項に規定する税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。)のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に四年新措置法第四十二条の十二の四第三項又は四年旧措置法第四十二条の十二の四第三項の規定により当該事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額(既に四年旧措置法第六十八条の十五の五第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)を含むものとする。

3 同上

法人」という。)による連結確定申告書(旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第三百三十条までにおいて同じ。)の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

4 四年新措置法第四十二条の九第五項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつた場合には、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(以下附則第三百三十条までにおいて「確定申告書」という。)

に四年新措置法第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつたものとみなす。

2| 四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の前一年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

3| 四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十五の五第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の法人に係るものを含むものとする。

4| 四年新措置法第四十二条の十二の四第八項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十五の五第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつた場合には、確定申告書に四年新措置法第四十二条の十二の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつたものとみなす。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第百十五条の三 四年新措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第三項第六号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第二百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された国内新規雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。）に対する給与等（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する教育訓練費の額には同号に規定する各事業年

- 度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第十一号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された国内雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する国内雇用者をいう。）に対する給与等の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとする。
- 2 | 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（第十六条の規定による改正に伴う法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第百十六条 省 略

2 省 略

- 3 四年新措置法第四十二条の十三第三項（前項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定は、超過連結事業年度後の各事業年度の確定申告書に四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書の添付がある場合（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、連結確定申告書に当該明細書の添付があつた場合）で、かつ、四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等（四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定により適用する同条第二項に規定する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる四年新措置法第二条第二項第三十一号に規定する修正申告書又は同項第三十二号に規定する更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定により適用

（第十六条の規定による改正に伴う法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第百十六条 同 上

2 同 上

- 3 四年新措置法第四十二条の十三第三項（前項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定は、超過連結事業年度後の各事業年度の確定申告書に四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書の添付がある場合（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、連結確定申告書に当該明細書の添付があつた場合）で、かつ、四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の租税特別措置法第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等（四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定により適用する同条第二項に規定する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる租税特別措置法第二条第二項第三十号に規定する修正申告書又は同項第三十一号に規定する更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定により適

する同条第二項に規定する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる同条第一項に規定する調整前法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 省 略

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に関する経過措置)

第一百七十七条 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた通算法人(当該通算法人であつた法人を含む。以下この条において同じ。)が、四年新措置法第四十二条の十四第四項に規定する失効日において、当該通算法人の当該失効日前五年以内に開始した各連結事業年度において連結税額控除規定(四年旧措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項、第六十八条の十三第一項若しくは第二項若しくは第六十八条の十五の五第二項若しくは第三項の規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第一百五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この条において同じ。)の適用に係る法人であるときは、当該連結税額控除規定を四年新措置法第四十二条の十四第四項に規定する特別税額控除規定とみなす。この場合において、同項に規定する控除された金額に相当する金額は、当該連結税額控除規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該通算法人に係る金額に相当する金額とする。

(第十六条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置)

第一百八条 省 略

254 省 略

5 四年新措置法第五十二条の二の規定の適用については、同条第一項、

用する同条第二項に規定する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる同条第一項に規定する調整前法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 同 上

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に関する経過措置)

第一百七十七条 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた通算法人(当該通算法人であつた法人を含む。以下この条において同じ。)が、四年新措置法第四十二条の十四第四項に規定する失効日において、当該通算法人の当該失効日前五年以内に開始した各連結事業年度において連結税額控除規定(四年旧措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項、第六十八条の十三第一項若しくは第二項、第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項若しくは第六十八条の十五の五第二項若しくは第三項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第一百五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この条において同じ。)の適用に係る法人であるときは、当該連結税額控除規定を四年新措置法第四十二条の十四第四項に規定する特別税額控除規定とみなす。この場合において、同項に規定する控除された金額に相当する金額は、当該連結税額控除規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該通算法人に係る金額に相当する金額とする。

(第十六条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置)

第一百八条 同 上

254 同 上

5 四年新措置法第五十二条の二の規定の適用については、同条第一項、

第二項及び第五項に規定する特別償却に関する規定には、四年旧措置法第六十八條の十一第一項、第六十八條の十四第一項、第六十八條の十四の二第一項、第六十八條の十四の三第一項、第六十八條の十五の六の二第一項、第六十八條の十五の七第一項から第三項まで、第六十八條の十六から第六十八條の二十まで、第六十八條の二十四、第六十八條の二十七、第六十八條の二十九、第六十八條の三十一、第六十八條の三十三、第六十八條の三十五若しくは第六十八條の三十六の規定又は減価償却資産（四年新措置法第二條第二項第二十四号に規定する減価償却資産をいう。第七項及び第十八項において同じ。）に関する特例を定めている規定として政令で定める規定を含むものとする。

6
8 省 略

9 四年新措置法第五十二條の二第五項の規定の適用については、旧法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における旧法人税法第三十一條第二項又は第三十二條第二項に規定する期中損金総額のうち損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十二條の二第五項に規定する損金の額に算入された金額とみなす。

10
18 省 略

19 四年新措置法第五十三條第二項の規定の適用については、同項に規定する試験研究費の額には、四年旧措置法第六十八條の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含むものとする。この場合において、当該試験研究費の額につき同条第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたときは、四年新措置法第四十二條の四第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたものとみなす。

（第十六條の規定による改正に伴う準備金に関する経過措置）

第百十九條 省 略

2・3 省 略

4 四年新措置法第五十五條の二の規定の適用については、同条第二項から第四項までの中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含むものとする。

第二項及び第五項に規定する特別償却に関する規定には、四年旧措置法第六十八條の十第一項、第六十八條の十四第一項、第六十八條の十四の二第一項、第六十八條の十五の六の二第一項、第六十八條の十六から第六十八條の十八まで、第六十八條の二十七、第六十八條の三十一、第六十八條の三十三、第六十八條の三十五若しくは第六十八條の三十六の規定又は減価償却資産（四年新措置法第二條第二項第二十四号に規定する減価償却資産をいう。第七項及び第十八項において同じ。）に関する特例を定めている規定として政令で定める規定を含むものとする。

6
8 同 上

9 四年新措置法第五十二條の二第五項の規定の適用については、旧法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における旧法人税法第三十一條第二項に規定する期中損金総額のうち損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十二條の二第五項に規定する損金の額に算入された金額とみなす。

10
18 同 上

（第十六條の規定による改正に伴う準備金に関する経過措置）

第百十九條 同 上

2・3 同 上

5|

四年新措置法第五十五条の第二項の規定の適用については、同項に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額には前事業年度から繰り越された同項の特定法人に係る四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条の第二項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第六十八条の四十四第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

6|

四年新措置法第五十五条の第二項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十五条の第二項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

7|

省 略

8|

省 略

9|

省 略

10|

省 略

11|

省 略

12|

省 略

13|

省 略

14|

省 略

15|

省 略

16|

省 略

17|

省 略

18|

省 略

19|

省 略

20|

省 略

21|

省 略

22|

省 略

23|

省 略

24|

省 略

(対象純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置)

4|

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

(対象純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置)

同上

第二百二十五条 省 略

255 省 略

6 第一項の規定により法人の超過利子額とみなされたもの又は第二項の規定によりみなして適用する四年新措置法第六十六条の五の第三項の規定により法人の超過利子額とみなされたものに係る同条第一項及び第二項の規定は、これらの法人が第一項の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度又は第二項の規定によりみなして適用する同条第三項に規定する合併等事業年度以後の各事業年度の確定申告書の提出があり、かつ、同条第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等、同項第三十一号に規定する修正申告書又は同項第三十二号に規定する更正請求書に四年新措置法第六十六条の五の第三項に規定する事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同条第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)

第二百二十七条の二 附則第二十条第一項又は第四項の規定の適用がある場合における四年新措置法第六十六条の十一の四の規定の適用については、「同条第二項第一号中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「法人税法第五十七条第四項」と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同法第五十八条」とあるのは「法人税法第五十八条」とする。

2| 四年新措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する認定事業適応法人の基準事業年度（同項第一号に規定する基準事業年度をいう。第一号において同じ。）以後の事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合における同条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 基準事業年度後の各連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項第一号に規定する欠損控除前連結所得金額が生じた連結

第二百二十五条 同 上

255 同 上

6 第一項の規定により法人の超過利子額とみなされたもの又は第二項の規定によりみなして適用する四年新措置法第六十六条の五の第三項の規定により法人の超過利子額とみなされたものに係る同条第一項及び第二項の規定は、これらの法人が第一項の最終の連結事業年度又は第二項の規定によりみなして適用する同条第三項に規定する合併等事業年度終了の日の翌日を含む事業年度以後の各事業年度の確定申告書の提出があり、かつ、同条第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の租税特別措置法第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等、同項第三十号に規定する修正申告書又は同項第三十一号に規定する更正請求書に四年新措置法第六十六条の五の第三項に規定する事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同条第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

事業年度がある場合には、当該連結事業年度を四年新措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額が生じた事業年度とみなす。

二 連結事業年度に該当する特例事業年度（四年旧措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）において生じた同条第三項第二号に規定する連結欠損金個別帰属額で附則第二十条第一項の規定により当該認定事業適応法人の四年新措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額とみなされた金額（次に掲げるものを除く。）を当該特例事業年度に係る四年新措置法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額とみなす。

イ 旧法人税法第五十七条第四項若しくは第五項又は新法人税法第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定によりないものとされたもの

ロ 旧法人税法第五十七条の二第一項の規定により旧法人税法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

ハ 新法人税法第五十七条の二第一項の規定により新法人税法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

三 当該適用事業年度（四年新措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する適用事業年度をいう。）開始の日前に開始した連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度における各特例事業年度において生じた四年旧措置法第二条第二項第二十二号の三に規定する連結欠損金額に係る四年旧措置法第六十八条の九十六の二第二項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額のうち四年新措置法第六十六条の十一の四第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を同号ロに掲げる金額に加算する。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（第二十三条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十六条 四年旧震災特例法第十五条第一項に規定する法人の同項に規定する震災関連原状回復費用を支出した事業年度が平成三十年四月一

（第二十三条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十六条

日前に開始した事業年度である場合（当該震災関連原状回復費用に係る同項に規定する事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日まで当該震災関連原状回復費用を支出した場合で、かつ、当該支出した事業年度の四年旧震災特例法第二条第三項第六号に規定する確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。））、同項第十号に規定する修正申告書又は同項第十一号に規定する更正請求書に附則第二十二条第三項に規定する書類の添付がある場合に限る。）には、令和四年四月一日以後に開始する事業年度については、当該支出した事業年度において生じた四年旧震災特例法第十五条第一項に規定する欠損金額のうち、同項に規定する合計額に達するまでの金額は、附則第二十二条第三項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

2)

四年新震災特例法第十七条の二第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第五号に規定する連結事業年度をいい、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（同号に規定する連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る同項第七号に規定する連結親法人による同項第八号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第五号に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例法第十七条の二第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

四年新震災特例法第十七条の二第三項の規定の適用については、同条第四項第三号に規定する繰越税額控除限度超過額には、同号の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度をいい、当該事業年度まで連続して東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第六号に規定する確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）の提出（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る同項第十二号に規定する連結親法人による同項第十三号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例法第十七条の二第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に

3| 四年新震災特例法第十七条の二第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年旧震災特例法第二条第三項第七号に規定する連結親法人（以下この条において「連結親法人」という。）による連結確定申告書（同項第八号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出をしていた場合には、確定申告書の提出をしていたものとみなす。

4| 四年新震災特例法第十七条の二第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新震災特例法第十七条の二第四項の法人に係るものを含むものとする。

5| 省 略
6| 省 略
7| 省 略
8| 省 略
9| 第五項の規定は、四年新震災特例法第十七条の二の二第七項において準用する四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

10| 省 略
11| 省 略
12| 省 略
13| 第五項の規定は、四年新震災特例法第十七条の二の三第七項において準用する四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の三第二項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の三第三項」と読み替えるものとする。

係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2| 四年新震災特例法第十七条の二第四項第三号の規定の適用については、同号に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同号の法人又は当該法人に係る四年旧震災特例法第二条第三項第十二号に規定する連結親法人（以下この条において「連結親法人」という。）による連結確定申告書（同項第十三号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出をしていた場合には、確定申告書の提出をしていたものとみなす。

3| 四年新震災特例法第十七条の二第四項第三号の規定の適用については、同号に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち同号の法人に係るものを含むものとする。

4| 同 上
5| 同 上
6| 同 上
7| 同 上
8| 第四項の規定は、四年新震災特例法第十七条の二の二第七項において準用する四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

9| 同 上
10| 同 上
11| 同 上
12| 第四項の規定は、四年新震災特例法第十七条の二の三第七項において準用する四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の三第二項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の三第三項」と読み替えるものとする。

とす。

14| 四年新震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三までの規定の適用がある場合における附則第一百六条の規定の適用については、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「同条第一項各号」とあるのは「四年旧震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項各号」とする。

15
5
18 省 略

19| 法人の有する四年新震災特例法第二条第三項第十号に規定する減価償却資産（以下この項において「減価償却資産」という。）で四年旧震災特例法第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項、第二十六条の四第一項の規定又は連結旧特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次項において同じ。）の適用を受けたものについては、附則第一百八条第五項中「若しくは第六十八条の三十六」とあるのは「若しくは第六十八条の三十六若しくは四年旧震災特例法第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項」と、「規定を」とあるのは「規定若しくは附則第一百三十六条第十九項に規定する連結旧特例規定を」と、同条第七項中「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は四年旧震災特例法第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは附則第

13| 四年新震災特例法第十七条の二第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三までの規定の適用がある場合における附則第一百六条の規定の適用については、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「同条第一項各号」とあるのは「四年旧震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項各号」とする。

14| 四年新震災特例法第十八条の二第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四年旧震災特例法第二十六条の二第二項の規定の適用を受けている同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の移転を受けた場合には、当該被災者向け優良賃貸住宅は、四年新震災特例法第十八条の二第二項の規定の適用を受けている同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅とみなす。この場合において、四年旧震災特例法第二十六条の二第二項に規定する供用期間を四年新震災特例法第十八条の二第二項の供用期間とみなす。

19| 法人の有する東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号に規定する減価償却資産（以下この項において「減価償却資産」という。）で四年旧震災特例法第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結旧特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次項において同じ。）の適用を受けたものについては、附則第一百八条第五項中「若しくは第六十八条の三十六」とあるのは「若しくは第六十八条の三十六若しくは四年旧震災特例法第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項」と、「規定を」とあるのは「規定若しくは附則第一百三十六条第十九項に規定する連結旧特例規定を」と、同条第七項中「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は四年旧震災特例法第二十五条の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは附則第一百三十六条第十九項に規定する連結旧特例規定」として、四年新措置法第五十二条の二の規定を適用する。

百三十六条第十九項に規定する連結旧特例規定」として、四年新措置法第五十二条の二の規定を適用する。

20 四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二の二第一項、第二十六条の四第一項の規定又は連結旧特例規定の適用を受けることができた法人について四年新措置法第五十二条の三の規定を適用する場合には、附則第一百八条第十項から第十四項まで及び第十六項から第十八項までの規定における四年旧措置法第六十八条の四十一の規定は、四年旧震災特例法第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用された四年旧措置法第六十八条の四十一の規定とする。

21
31 省 略

(令和三年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四百八条の二 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五十条第八項中「同条第三項中」の下に「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。)」と、「を加え、」とあるのは、「とあるのは」に改める。

附則第九十五条第一項中「新震災特例法第二条第三項第十二号」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号」に改める。

附則第一百条第二項第二号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

附則第一百二条中「同条第二項中」の下に「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第五号に規定する連結事業年度をいう。)」と、「を加える。」

20 四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結旧特例規定の適用を受けることができた法人について四年新措置法第五十二条の三の規定を適用する場合には、附則第一百八条第十項から第十四項まで及び第十六項から第十八項までの規定における四年旧措置法第六十八条の四十一の規定は、四年旧震災特例法第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用された四年旧措置法第六十八条の四十一の規定とする。

21
31 同 上

(貿易保険法の一部改正)

第百五十三条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額)」を削り、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項第二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。

(貿易保険法の一部改正)

第百五十三条 同上

第三十七条第二項中「(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額)」を削り、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項第二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。